

# 沖縄北部地域森林計画書

計画期間

自	令和 6 年 4 月 1 日
至	令和 16 年 3 月 31 日

令和 5 年 12 月

沖 縄 県



# 目 次

## はじめに

1	森林の果たす役割	
(1)	森林の有する公益的機能	1
(2)	森林の有する木材等生産機能	2
2	森林計画制度について	
(1)	森林計画制度とは	3
(2)	森林計画制度の体系	3
3	森林の管理・育成の取組方向	
(1)	森林資源の循環利用に向けて	5
(2)	生活環境の保全に向けて	5
(3)	保健・レクリエーションの場としての森林利用に向けて	6
(4)	生き物を守り育む森林の保全に向けて	6
4	本計画区における自然環境の保全への配慮	7
5	やんばる型森林業の推進（施策方針）	
(1)	やんばる3村における機能別森林の望ましい姿	8
(2)	やんばる3村における森林・林業施策	9
(3)	やんばる3村における森林の取扱方針	10

## I 計画の大綱

1	森林計画区の概況	
(1)	位置及び区域	13
(2)	自然的条件	13
(3)	社会的、経済的條件	14
(4)	森林・林業の概要	15
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	
(1)	伐採及び造林の状況	16
(2)	搬出施設の状況	16
(3)	保安施設の状況	17
3	計画樹立にあたっての基本的な考え方	
(1)	計画編成の基本方針	18
(2)	計画達成のために必要な事項	19

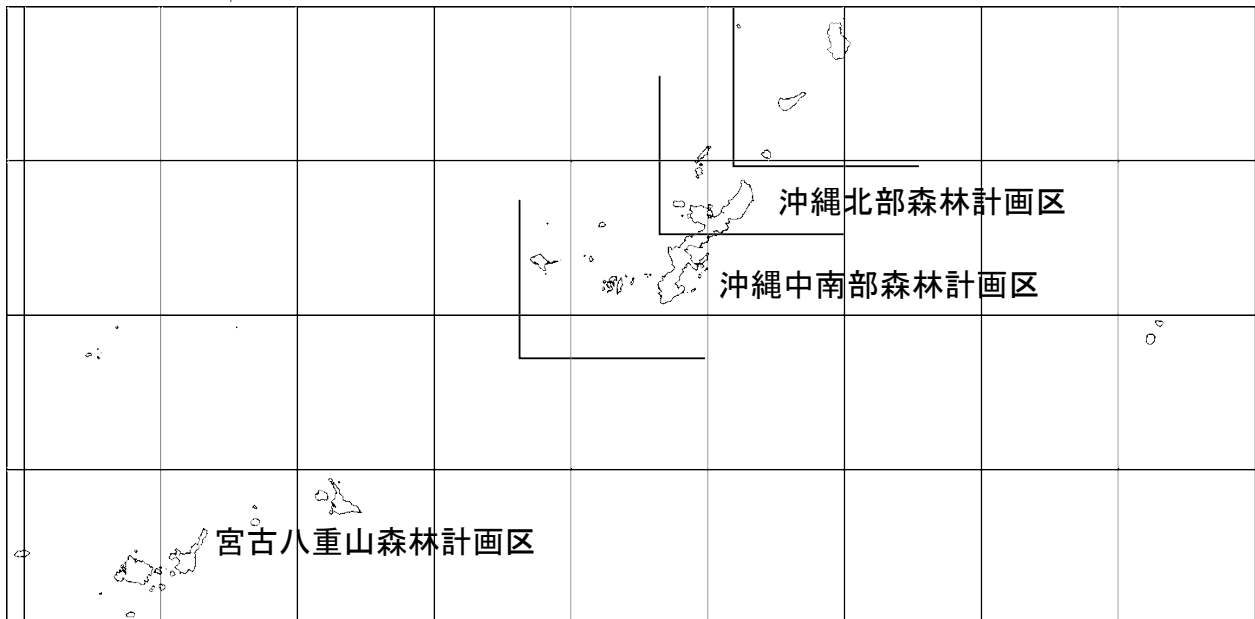
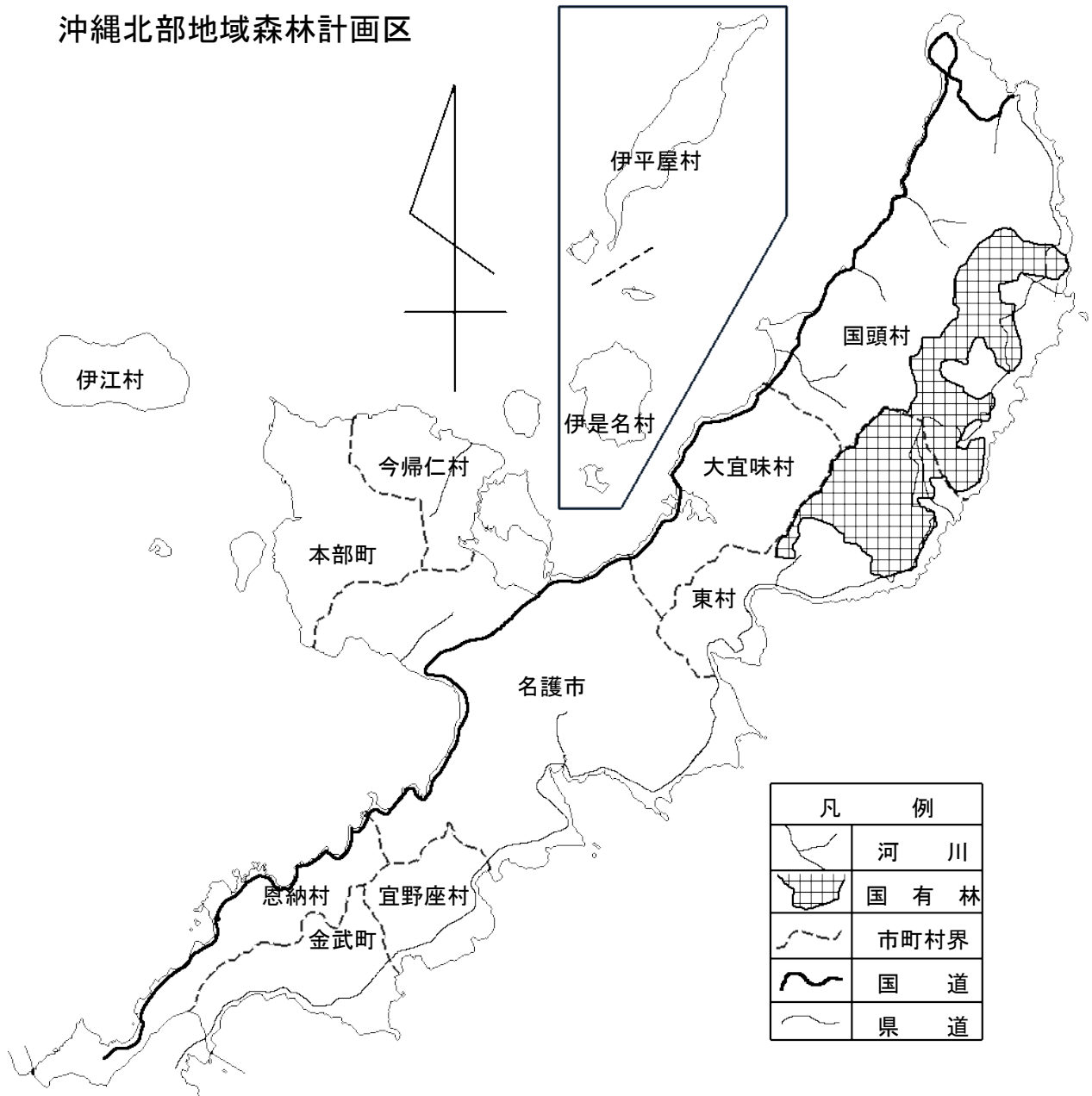
## II 計画事項 4

第1 計画の対象とする森林の区域	21
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	22
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	23
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	24
2 その他必要な事項	
(1) 森林施業	25
(2) 森林の新たな利用（自然体験活動の推進）	25
(3) 特用樹及び造成未利用地の活用	25
(4) 択伐の推進	25
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	26
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	27
(3) その他必要な事項	27
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	28
(2) 天然更新に関する指針	29
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	29
(4) その他必要な事項	29
3 間伐及び保育に関する事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	30
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	30
(3) その他必要な事項	31
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	32
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 及び当該区域内における施業の方法に関する指針	34
(3) その他必要な事項	34
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	35
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	35
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の 基本的な考え方	35
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	35

(5) 林産物の搬出方法等 .....	36
(6) その他必要な事項 .....	36
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の 共同化に関する方針 .....	36
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 .....	37
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 .....	37
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 .....	38
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 .....	38
(6) その他必要な事項 .....	38
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 .....	39
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林 及びその搬出方法 .....	39
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 .....	40
(4) その他必要な事項 .....	40
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針 .....	40
(2) 保安施設地区の指定に関する方針 .....	40
(3) 治山事業の実施に関する方針 .....	41
(4) 特定保安林の整備に関する事項 .....	41
(5) その他必要な事項 .....	41
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	41
(2) その他必要な事項 .....	42
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針 .....	42
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く） .....	42
(3) 林野火災の予防の方針 .....	43
(4) その他必要な事項 .....	43
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域の基準 .....	44
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項 .....	44
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 .....	45
2 間伐面積（参考） .....	45

3	人工造林及び天然更新別の造林面積.....	46
4	林道の開設及び拡張に関する計画.....	47
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	
	（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等.....	47
	（2）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等.....	55
	（3）実施すべき治山事業の数量.....	55
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法 及び時期.....	56
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法.....	57
2	その他必要な事項.....	69

# 沖縄北部地域森林計画区







# はじめに

## 1 森林の果たす役割

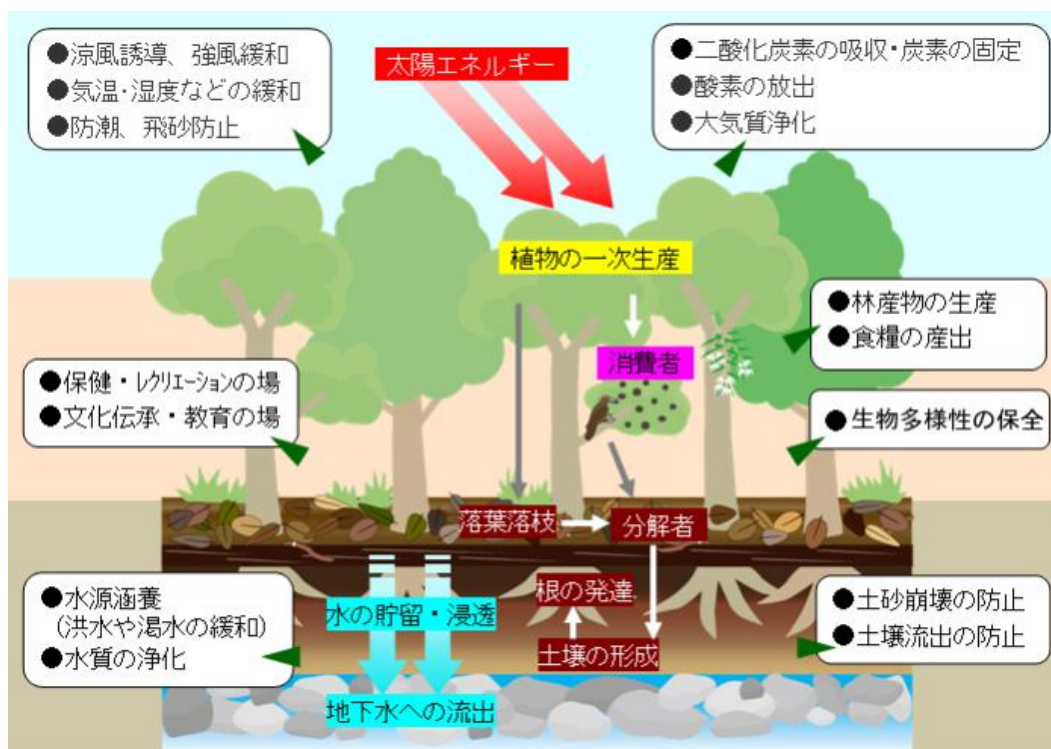
### (1) 森林の有する公益的機能

森林は、雨を樹木の葉や枝で受けとめ、表土を覆う植生や落葉落枝は土砂の流出を防ぎ、発達した樹木の根は土砂崩壊を防ぐ（山地災害防止機能/土壌保全機能）とともに、土壌に雨水を一時的に蓄え、徐々に川へ送り出すことで洪水や渇水を緩和（水源涵養機能）しています。

また、森林は、大気の浄化、騒音や潮風・季節風の緩和などを行う（快適環境形成機能）ほか、潤いのある自然環境や歴史的風致を作り出し（文化機能）、身近な自然や、自然とのふれあいの場を提供する（保健・レクリエーション機能）とともに、野生生物のすみ処や餌となり、複雑な食物連鎖をつくり出しています（生物多様性保全機能）。さらに、森林には、木材や山菜、樹実等の林産物を産出する重要な役割（木材等生産機能）と合わせ、成長により炭素の固定（地球環境保全機能）を行う役割もあります。

このように、森林は生物を育み、水を蓄えるとともに、県土の保全、生命や財産の保全のほか、私たちの暮らしに必要な様々な恵みを与えています。

人は、森林の恵みを通して生活を営み、安らぎや潤いを感じ、文化を育んできました。森林は、人々の生活にとって切っても切り離せない不可欠な存在です。



森林の有する様々な機能

(2) 森林の有する木材等生産機能

収穫された木は、県内の多くの産業で資材として活用され、様々な製品に姿を変えて、県民の生活を支えています。県産木材は、土木資材、建築資材だけでなく、食生活を支える菌床きのこ培地、家具工芸品（テーブル、イス、学童机）、伝統工芸品である陶器（やちむん）の燃料、三線や太鼓などの楽器、農業の堆肥、畜産業の畜舎の敷料など、幅広い分野で私たちに多くの恩恵を与えてくれています。



身近な木材利用の例

## 2 森林計画制度について

### (1) 森林計画制度とは

森林は、前述のとおり多面的な機能の発揮を通して、私たちが安全で快適な生活を送るうえで重要な役割を果たしています。

一方、森林の造成には、極めて長期間を要し、かつ自然環境に大きく依存していることから、無秩序な伐採が行われ一度荒廃してしまうと、その復旧には多大な努力と長期間を要し、さらに、森林の有する公益的機能の発揮にも重大な影響を及ぼすこととなります。

以上のようなことから、行政においては、森林・林業に関する長期的・総合的な政策の方向、及び森林整備の目標を策定し、これに応じて関連施策を推進するとともに、森林所有者等に、地域の実情に応じた森林施業の指針等を明らかにする必要があります。

このため、国、都道府県、市町村及び森林所有者等が森林の適切な管理・育成を実施することを目的として、「森林計画制度」が設けられています。

### (2) 森林計画制度の体系

森林の適切な管理・育成を実施するためには、森林・林業をとりまく環境、森林資源の内容、地域の森林に対するニーズ等を総合的に勘案し、地域ごとの特色を活かしてきめ細かい計画を定めていくことが重要です。

このため、森林計画制度は、効果的な施策を実施するため、国・県・市町村・森林所有者等のそれぞれにおいて策定する段階的な体系となっています。

#### ①全国森林計画（森林法第4条）

農林水産大臣は、全国の森林につき、5年ごとに、15年を1期とする全国森林計画をたてなければならない。

#### ②地域森林計画（森林法第5条）

都道府県知事は、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林につき、5年ごとにその計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を1期とする森林計画をたてなければならない。

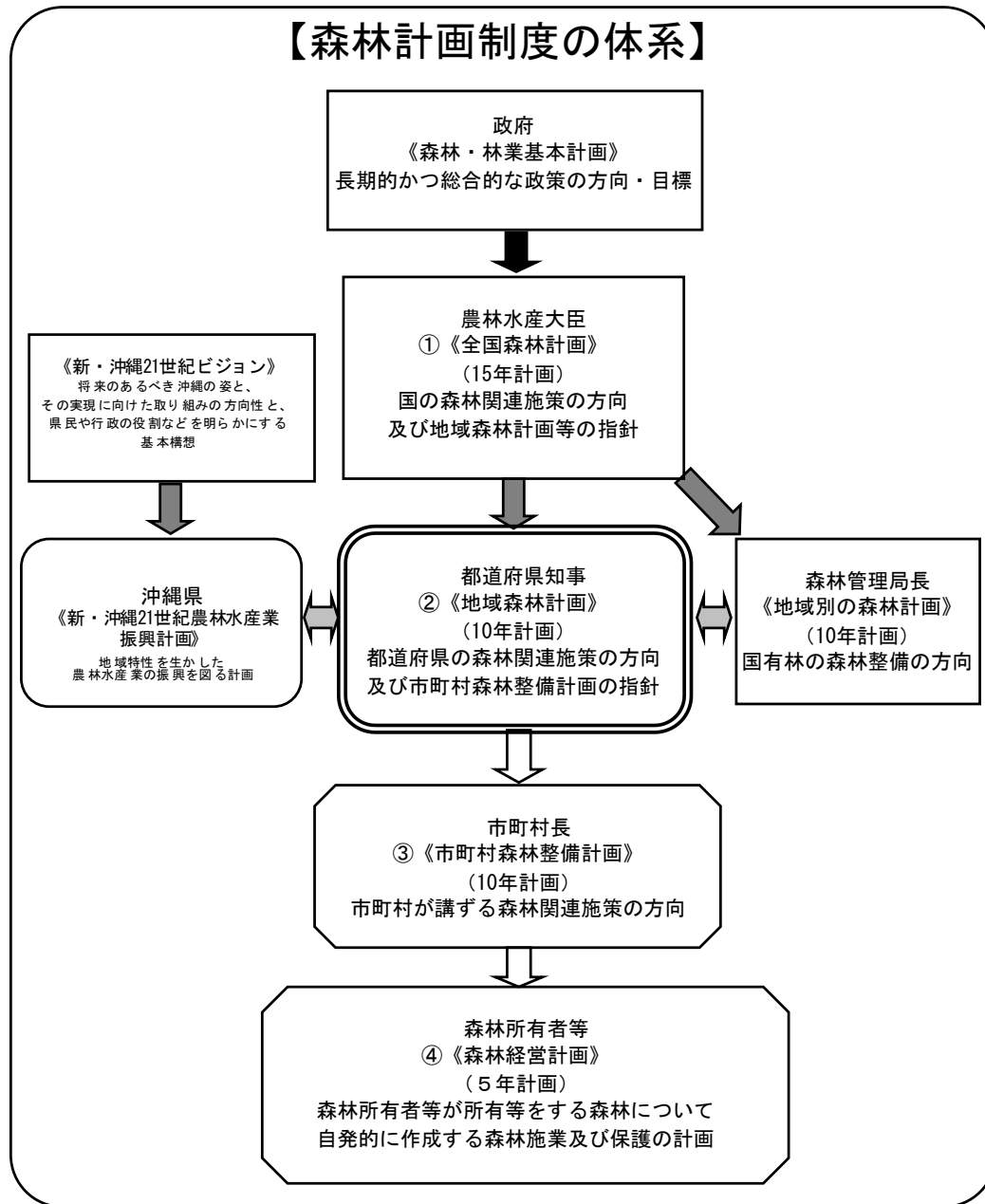
#### ③市町村森林整備計画（森林法第10条の5）

市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の始期をその計画期間の始期とし、10年を1期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。

#### ④森林経営計画（森林法第11条）

森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者は、森林施業及び保護に関する5年間の計画を作成し、市町村の長に計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

## 【森林計画制度の体系】



### 3 森林の管理・育成の取組方向

森林の育成には長期間を要し、一度荒廃すると復旧が容易ではありません。そこで、本計画では、森林の適切な管理・育成の取組方向などを示し、森林の有する多面的機能の高度発揮を目指します。

#### (1) 森林資源の循環利用に向けて

本計画区の森林資源については、生産性の高い森林から計画的に収穫し、社会生活に必要な家具材や木工材、きのこの菌床、畜舎の敷料等として有効に利用します。

また、収穫後の林地や荒廃した森林には、造林事業等による植林を積極的に実施するなど、森林の多面的機能の維持増進に努めます。



#### (2) 生活環境の保全に向けて

森林の持つ水源涵養機能や山地災害防止機能の維持増進を図るため、保安林の指定及び治山事業の実施を計画的に推進します。

具体的には、県民の生命、財産を守るため、治山事業による荒廃地の復旧工事、林内環境改善のための森林整備及び海岸部における植栽工事等を実施することにより、保安林の機能強化を図り、豪雨や台風等の災害に備えます。



(施行前)



(施行後)

治山事業（予防治山）名護市世富慶

(3) 保健・レクリエーションの場としての森林利用に向けて

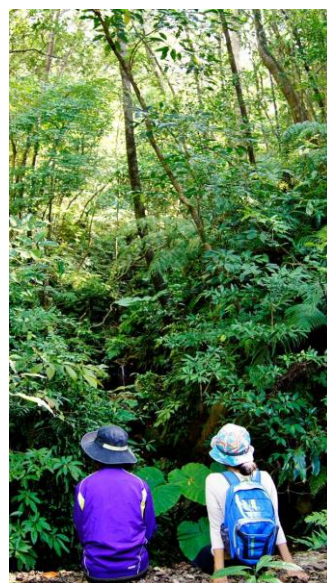
本計画区には、「沖縄県民の森」(県管理)や国頭村森林セラピー基地など、自然にふれあい、自然の中で活動できる場所が広く存在しています。

これらの森林資源や既存の施設を有効に活用するとともに、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るため適正な森林整備・管理を実施します。

また、森林ツーリズムにあたっては、森林資源を持続的に利用することで地域振興を推進します。



やんばる学びの森(国頭村)



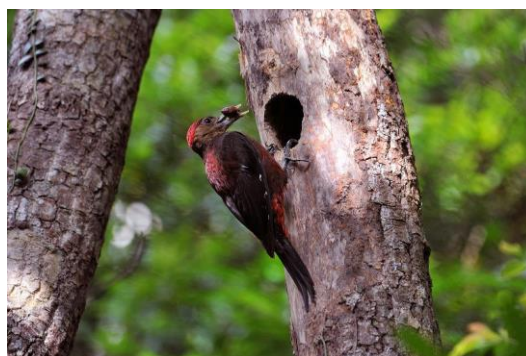
与那覇岳(国頭村)

(4) 生き物を守り育む森林の保全に向けて

森林の健全な生態系を維持する観点から、原生的自然林や固有性の高い野生生物の生息・生育地においては、環境の保全やかく乱の防止に努め、多様性に富んだ優れた自然環境を保全します。



原生的自然が維持されている森林



北部地域の森林に生息するノグチゲラ

#### 4 本計画区における自然環境の保全への配慮

本計画区の森林は、沖縄の歴史の中で、常に林産物の供給拠点として生活用材や薪炭材、建築用材、土木用材、工芸用材等を産出し、本県の生活・産業・文化を支えてきました。

また、現在では、沖縄本島の約70%の水を供給するなど、沖縄本島地域の水がめとして、非常に重要な役割を担っています。

一方で、本計画区は、熱帯と温帯に生息・生育する野生生物が混在する、生物多様性に富んだ自然環境の優れた地域でもあります。

このため、本計画区の森林においては、「自然環境の保全」と「社会経済活動」とが両立した環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、自然環境の適正利用を推進します。

#### 5 やんばる型森林業の推進（施策方針）

国頭村、大宜味村及び東村（以降「やんばる3村」という。）に広がる「やんばるの森林」は、水源の森、林産物供給の森、野生生物の森、保健文化の森、地域資源の森などとして、重要かつ多くの役割を果たしています。

このような中、やんばる3村の森林を巡る社会的要請が多様化し、特に、自然環境の保全を求める声が高まってきたことを受け、県では、平成25年10月に、やんばる3村の森林の自然環境の保全と環境に配慮した利活用を図るため、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業の推進(施策方針)」を策定しました。

令和元年9月には、平成28年に誕生したやんばる国立公園の地種区分等との整合を図るため利用区分の修正を行ったほか、令和3年7月の第44回世界遺産委員会において、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されたことも踏まえ、やんばる3村において策定される市町村森林整備計画についても、当該施策方針を勘案し、実行の確保を図ることができるよう関係機関と連携し取り組みます。

(1) やんばる3村における機能別森林の望ましい姿

やんばる3村の森林は、水源の涵養や木材等林産物の生産、自然にふれあう保健文化等の様々な機能を有するとともに、固有性の高い野生動植物の生息・生育の場、地域住民の生活や暮らしを支える場など多くの役割を果たしています。

このことから、やんばる3村の森林については、生物多様性に富んだ優れた自然環境が保全されつつ、地域住民の生活や暮らしに利用されるとともに、森林の持つ様々な公益性の恩恵を県民が継続的に享受される森林を目指します。

表1 やんばる3村における機能別の望ましい姿

命の水を育む 「水源の森」	山々に広がる樹冠が、降り注ぐ雨を受け止め、大地を這う木々の根が雨水を蓄え、潤沢で清らかな水を湧き出す、県民の命を支える森林
豊かな恵みが持続し循環する 「林産物供給の森」	豊かな森がもたらす多様な恵みを賢く利用し、自然と両立する持続的な資源の循環によって、県民の豊かな生活、産業、文化を支える森林
生き物を守り育む 「野生生物の森」	多様性に富みかつ固有性の高い様々な生き物達が生まれ育つ持続的に守られた森林
人々が憩い安らぐ 「保健文化の森」	人々が集い、自然を五感（みる、きく、かぐ、あじわう、ふれる）で感じ、遊び、学び、癒される森林
生活を支え地域が守り育てる 「地域資源の森」	豊かな森の恩恵が持続し、地域が大切に守り育てる森林



(2) やんばる3村における森林・林業施策

やんばる3村の森林は、水や林産物の供給、保健休養の場としてなど、その恩恵は地域はもとより広く県民が享受しています。

このことから、森林の持つ多面的機能の高度発揮かつ持続的な発揮に向けて、森林機能の維持・増進を図るための適切な森林の育成・管理に努めます。

表2 やんばる3村における機能別森林・林業施策

水源の森 (水土保全機能)	良質な水の安定供給の観点から、水源林の保全を図るとともに、水源涵養機能の向上に必要な施策を行います。
林産物供給の森 (木材等生産機能)	木材等を持続的かつ安定的に供給する観点から、林木の生育に適した森林の保全や適切な維持管理を行うとともに、自然環境の保全に配慮した森林施策、森林整備に努めます。
野生生物の森 (生物多様性保全機能)	健全な生態系を維持する観点から、自然度の高い森林や希少野生生物の生息・生育地の保全、環境のかく乱防止に努めます。
保健文化の森 (保健文化機能)	自然環境を適正に利用する観点から、環境に与える負荷を考慮しつつ、県民の憩いの場としてのレクリエーション、健康増進や環境教育としての活用等を推進します。
地域資源の森 (地域の振興に資する機能)	地域における就労・雇用の場の確保や定住促進等の観点から、持続的な循環型の林業・林産業の推進や自然体験活動の展開に取り組みます。

(3) やんばる3村における森林の取扱方針

ア 森林の利用区分（ゾーニング）

森林の多面的機能を十分に発揮させ、計画的な森林利用・適切な森林管理を進めるため、森林の持つ機能の中で重視すべき機能に応じて、保全及び利用区域の設定を行います。

やんばる3村の森林においては、多様な森林生態系の維持や沖縄本島地域の水がめであるダムや河川を安定的に支える働きの維持・増進、持続可能な循環型林業等の推進などを目的に、森林の有する多面的機能の中でも、「水土保全機能」、「保健文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材生産機能」に応じ、「水土保全区域」、「森林利用区域」、「自然環境保全区域」、「林業生産区域」の4つの区域を設定し、利用区分（ゾーニング）を設定しています。

表3 地域森林計画における森林の有する機能とやんばる3村の森林の利用区分の機能の考え方

沖縄北部地域森林計画		やんばる3村の森林の利用区分		
森林の有する機能	公益的機能別森林等の区分	機能	利用区分	利用区分の考え方
水源涵養機能	水源涵養機能維持増進森林	水土保全機能	水土保全区域	水土保全機能の高度発揮と自然環境の保全を重視した林業生産を行う区域(水土保全重視型)
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山地災害防止機能 ／土壌保全機能維持増進森林			水土保全機能の高度発揮と自然環境の保全に配慮した林業生産を行う区域(水土保全配慮型)
快適環境形成機能	快適環境形成機能維持増進森林			
保健・レクリエーション機能	保健文化機能維持増進森林	保健文化機能	森林利用区域 (他の3区域とエリアを重複可能)	自然環境に配慮しつつ、森林を活用する自然体験活動を行う区域
文化機能		生物多様性保全機能	自然環境保全区域	原生的自然林を維持継承する区域(中核部)
生物多様性保全機能				自然環境保全区域の連続性や緩衝性を確保する区域(緩衝帯)
木材等生産機能	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業等を維持すべき森林	木材生産機能	林業生産区域	自然環境の保全を重視した林業生産を行う区域(自然環境重視型) 自然環境の保全に配慮した林業生産を行う区域(自然環境配慮型)

※ 森林の持つ機能は多面的であり重複もある

なお、林業生産区域及び水土保全区域の一部の地区（脊梁山地、西銘岳周辺部）においては、生物多様性の保全及び環境保全区域の連続性の確保の観点や森林機能の維持及び森林保全の観点から、当分の間、自然環境の保全と利用との調整を要する「要調整地区」とし、引き続き、関係者間で検討を行うこととします。

## イ 森林施業・森林整備の改善

森林施業及び森林整備については、環境保全対策の向上及び生産性の向上に係る取り組みを継続したうえで、利用区分に応じた改善を図ります。

表 4 利用区分ごとの森林施業の基本方針・施業方針

利用区分	細区分	基本方針・施業方針
水土保全区域	自然環境重視型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全を重視しつつ、水土保全機能の維持向上を図る森林施業を基本とする。</li> <li>・長伐期施業を実施し、択伐による複層林整備、又は単層林整備を行う</li> <li>・水土保全機能に影響を及ぼさない場合は、1ha未満の小面積皆伐を行う</li> </ul>
	自然環境配慮型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境へ配慮しつつ、水土保全機能の維持向上を図る森林施業を基本とする。</li> <li>・長伐期施業を基本とし、択伐による複層林整備、又は単層林整備を行う</li> <li>・水土保全機能に影響を及ぼさない場合は、1ha未満の小面積皆伐を行う</li> </ul>
自然環境保全区域	中核部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業を行わず、原生的自然林の維持・継承を図る</li> <li>・収穫伐採・造林施業・路網整備は行わない</li> </ul>
	緩衝帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的自然林を維持しながら、最小限の森林施業を行う</li> <li>・長伐期施業を実施し、単木択伐及び天然力を活かした複層林施業を行う</li> </ul>
森林利用区域		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験活動を行う区域の持続可能な森林利用に配慮しつつ、重複する区域に基づく森林施業を行う</li> </ul>
林業生産区域	自然環境重視型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全を重視した森林施業を行い、様々な森林環境を保全・創出する</li> <li>・主に長伐期施業や標準伐期施業を行う (より伐期を長くし、環境への影響を軽減)</li> <li>・皆伐は5ha未満で可能な限り小面積化し、単層林・複層林整備を行う</li> <li>・択伐の場合は複層林整備を行う</li> </ul>
	自然環境配慮型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境へ配慮した森林施業を行い、様々な森林環境を保全・創出する</li> <li>・主に標準伐期施業や単伐期施業を行う</li> <li>・皆伐は5ha未満で可能な限り小面積化し、単層林・複層林整備を行う</li> <li>・択伐の場合は複層林整備を推進する</li> </ul>

ウ 森林の新たな利用（自然体験活動の推進）

県民をはじめ、多くの人々が自然とふれ合う（遊ぶ、学ぶ、癒やされる）場として、やんばる3村の豊かな森林資源を活かした森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育、林業体験などの自然体験活動を推進します。

表5 利用区分ごとの活用方針

利用区分	細区分	活用方針
自然環境保全区域	中核部	・立ち入り制限を行い、基本的に利用しない（学術研究等のみ利用とする）
	緩衝帯	・原生的自然林を資源として、利用制限、規制、監視等を行い、最小限の整備のもとに活用を図る ・主に森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育等に活用
水土保全区域	自然環境重視型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な森林資源と人と森とのつながりを資源として、環境に配慮した散策路や施設整備のもとに活用を図る</li> <li>・森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育、林業体験等に活用</li> </ul>
	自然環境配慮型	
林業生産区域	自然環境重視型	
	自然環境配慮型	

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び区域

本計画区は、琉球列島の北東部北緯 26 度 30 分～27 度 10 分、東経 127 度 40 分～128 度 30 分に位置し、沖縄本島北部及び伊平屋島、伊是名島、伊江島とこれに付随する島々からなる区域です。

### (2) 自然的条件

#### ア 地勢

本計画区は、比較的山岳が発達し沖縄本島の最高峰である与那覇岳(503m)をはじめ、西銘岳、多野岳、名護岳等 300～400m 級の山岳が島の中央を縦走し、さらに本部半島には、丘陵性台地を形成し、海岸線まで迫っています。離島においては、伊平屋島に 200m 級の山岳が発達していますが、その他の離島は平坦台地状です。

河川は、沖縄本島では山岳地帯を水系として福地川(12.3km)、安波川(8.5km) 辺野喜川(8.0km)、羽地大川(12.6km)等がみられ、離島については、伊平屋島、伊是名島で小河川が見られます。

#### イ 地質

沖縄本島北部の地質は、古期岩層に属する地域で古生層、洪積層が広く分布しています。古生層は主として粘板岩、砂岩からなり、チャート、結晶質石灰岩、礫岩が混じります。洪積層は国頭礫層と呼ばれ、定高性段丘面上に古生層や琉球石灰岩を不整合に覆って発達しています。伊是名島は、古生層の珪岩が基盤をなし島を分断する形で古第三系の砂岩も発達しています。伊平屋島は古生層によって占められ、チャートを主とする砂岩、頁岩層をはさむ地域に分けられています。島の周囲は海洋性堆積砂礫層の海浜が発達しています。

#### ウ 土壌

土壌は、赤黄色土、暗赤黄色土、未熟土、岩屑性土壌の 4 土壌群が見られます。黄色土壌は古生層粘板岩、砂岩、チャート、珪岩を母材とし、山地帯及び谷底面に支配的に分布し、赤黄色土壌は国頭礫層の堆積する段丘面に支配的に分布しています。暗赤色土壌は古生層石灰岩や琉球石灰岩を母材として海岸段丘面や山地に分布しています。この土壌は非常に重粘です。

## エ 気象

本計画区は、亜熱帯海洋性気候に属し、名護観測所における年平均気温は 23.2℃、年平均降水量は 2,678mm（与那覇岳一帯の山岳地帯においては 3,000mm 以上にも達する）と、温暖多湿な気候です。また、夏から秋にかけて襲来する台風と冬期の季節風は、農林業等にかんりの潮風害をもたらしています。

## (3) 社会的、経済的条件

### ア 土地利用の現状

本計画区の区域面積は 82,557ha で、これは県土面積 228,220ha の 36%を占めています。その内森林面積は 52,590ha で森林率は 64%となり、県全体の 47%より高い比率です。耕地率は 8%にすぎず、県全体の 16%と比べて低くなっています。

（資料：沖縄県市町村概要（令和 5 年 3 月））

### イ 人口の推移

本計画区の人口は、昭和 25 年の 145,355 人をピークに過疎化が進み、昭和 45 年には 114,070 人と減少しました。昭和 50 年には 118,562 人とわずかに増加をみましたが、昭和 55 年には 113,921 人と一旦減少し、平成 2 年 117,996 人、平成 12 年 124,051 人、平成 22 年 127,813 人、平成 28 年 129,114 人と微増で推移していましたが、令和 2 年には 128,259 人と減少に転じています。

（資料：沖縄県農林水産部「農業関係統計」）

### ウ 産業の概要

本計画区の産業別就業人口の構成比は、第 1 次産業が 11%で県計の 4%より高く、第 2 次産業及び第 3 次産業が 89%で県計 96%より低くなっています。なお、全就業人口は県全体の 10%です。

産業別就業人口は、平成 17 年の林業就業者数と比較した場合は 75%と減少しています。本計画区の第 1 次産業は農業において、さとうきび、野菜、きくなどの花き、葉たばこ、シークワーサーなどの熱帯果樹、パインアップル、茶、水稻、畜産業において豚などが生産されています。

第 2 次産業では、建設業、製造業（食品製造等農水産加工業）及び鉱業があり、第 3 次産業としては、亜熱帯特有の自然と風物、独特の文化を活かした観光が伸展し、これに伴う卸業・小売業やホテル・民宿等サービス業が盛況を呈しています。

（資料：沖縄県農林水産部「農業関係統計」）

#### (4) 森林・林業の概要

##### ア 概況

本計画区の森林は、古くから林業・林産業が営まれるとともに、現在でも林業・林産業の拠点であり、森林資源の保続培養が積極的に推進されています。また、水源涵養機能に対する依存度も高く、県民の生活用水及び工業用水の供給等を目的とした多目的ダムが建設されており、重要な水資源地域となっています。森林が有する生活環境を保全する機能や保健・レクリエーション機能に対する要請は当該地域において特に高く、保安林の整備が計画的に実施されるとともに、「沖縄県県民の森」や「国頭村森林公園」等森林レクリエーションの場として県民や観光客に親しまれています。

制限林については、保安林のほか、国立公園、国定公園の特別保護地区及び特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、自然環境保全地域特別地区、都市計画法の風致地区等となっています。

##### イ 森林資源の現況

本計画区の対象民有林面積は、45,029ha で、本県の民有林総面積 74,095ha の 61%と過半数を占め、3つの計画区のうちで最も大きい面積となっています。

また、本計画対象民有林の林種別面積は、人工林 6,146ha、天然林 37,214ha 及びその他 1,670ha となり、人工林率は 14%で県平均の 14%とほぼ同率となっています。林種別蓄積は、人工林 940 千 $m^3$ 、天然林 5,160 千 $m^3$ 及び更新困難地等 102 千 $m^3$ で、合計で 6,202 千 $m^3$ となり県全体の蓄積 10,132 千 $m^3$ の 61%を占めています。

林相別面積では、針葉樹 25%、広葉樹 68%、その他無立木地等が 7%となっています。

林種別樹種構成は、人工林ではリュウキュウマツ・イヌマキ等の針葉樹と、イジュ、イスノキ、クスノキ等の広葉樹、天然林ではイタジイ・オキナワウラジロガシ・イスノキ等の広葉樹が主体となっています。人工林の齢級別面積構成は、2 齢級以下が 1%、3～9 齢級が 23%、10 齢級以上が 76%となっています。天然生の広葉樹は、戦後の復興材或いは薪炭材として大いに利用されたが、現在は回復し充実してきています。

森林の所有形態は県有（無償貸付国有林を含む）12%、市町村有林 49%、私有林 39%からなり、公有林（県及び市町村有林）が高い比率を占めています。伐採、造林等各種の施策は公有林に集中しています。私有林については、海岸線のいわゆる里山に偏在し、所有規模が零細であります。

なお、本計画区域には、林野庁所管の国有林が 11,986ha ありますが、そのうち約 4,400ha については、国有林野無償貸付契約により県営林として、県が管理・経営しています。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

本計画区の計画量については、全国森林計画の計画量との整合性をふまえて設定しており、実施にあたっては、地域の実情等を勘案することとしています。

### (1) 伐採及び造林の状況

本計画区の過去5年間の伐採量は、主伐が18,458 m<sup>3</sup>で、うち収穫に伴うものが9,936 m<sup>3</sup>でした。間伐は1,758 m<sup>3</sup>となっています。

収穫伐採については、環境に配慮し、関係機関と調整を行った結果、計画量を下回りました。本計画区域、特にやんばる3村には、多くの希少野生動植物が生息・生育していることから、引き続き環境に配慮した取り組みが必要です。

また、造林についても、収穫伐採量に影響されることから、計画量を下回ることとなりました。収穫伐採跡地については、人工造林が行われており、造林未済地はありません。

表6 前計画の実績

	計画	実績	実行歩合
主伐 (百 m <sup>3</sup> )	183	99.4	54.3
間伐 (百 m <sup>3</sup> )	45	17.6	39.1
人工造林 (ha)	133	65.0	48.9
天然更新 (ha)	110	4.7	4.3

### (2) 搬出施設の状況

本計画区の林道開設は、令和4年度末現在63路線246.6kmで、県全体の82%を占めています。林道密度はha当たり5.5mと県平均の4.0mに比べ高い状況です。

林道開設については、林道の必要性、環境影響について十分な検討が必要であり、平成21年度から開設は行われておりません。



### (3) 保安施設の状況

本計画区の民有保安林は、5,263ha（実面積※）で、県全体の民有保安林の40.7%を占めています。これを種類別に見ると水源涵養のための保安林が3,819ha、災害防備のための保安林が1,413ha、保健風致のための保安林が502haとなっています。

過去5年間の指定状況は、表7のとおりです。また、指定解除は、水源かん養保安林等で6.9haです。保安林の指定については、計画量を下回りましたが、土砂崩壊防備保安林を中心に指定を推進しました。

治山事業は過去5年間で、計画量31箇所に対し17箇所（55%）実施しています。

※ 一つの箇所に2種類以上の保安林が指定される場所もあるので、種類別の保安林面積の合計とは一致しません。

表7 保安林の指定状況

単位 面積：ha

保安林の種類	計画	実績	保安林の種類	計画	実績
水源かん養保安林	965	-	干害防備保安林	176	-
土砂流出防備保安林	39	-	魚つき保安林	-	-
土砂崩壊防備保安林	6	2.9	風致保安林	8	-
防風保安林	3	0.7	保健保安林	405	-
潮害防備保安林	26	0.6			

### 3 計画樹立にあたっての基本的な考え方

#### (1) 計画編成の基本方針

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画に即し、また、本計画区の特性に配慮し、令和6年度を始期とする10年間の森林の整備及び保全の目標、その他必要な事項を定めるものです。

計画策定にあたっては、県民が森林の有する多面的機能の恩恵を受けていることに鑑み、その諸機能が高度かつ持続的に発揮されるべく森林の整備・保全が推進されるよう計画内容を定めます。さらに、森林には多種多様な動植物が生息・生育していることから、それらを含む生態系の保全に配慮した施業を行うことが重要であり、そのような施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに十分留意することとします。

そのため、長期的な視点に立ち、適正な森林の整備・保全が図られるよう、下記の事柄を目標に掲げます。

#### ア 適正な森林管理の推進

- (ア) 亜熱帯海洋性気候を生かした森林の整備・保全を図り、また、伐採跡地の確実な更新を確保し、森林資源の持続的な利用を行います。
- (イ) 本計画区は、他計画区と同様、連年の台風・季節風による潮風害等を受けており、特に離島については被害を受けやすい地理的環境にあることから、気象災害等に強い森林づくりを行います。
- (ウ) 機能の低下している保安林は、指定目的達成のため必要な森林整備・施設整備を行います。
- (エ) 松くい虫等各種病害虫の適切な防除を実施します。
- (オ) 史跡名勝天然記念物及び自然公園地域等にある森林は、保健文化機能の維持に配慮しつつ、森林の持つ多面的機能が高度かつ持続的に発揮されるよう適切な森林整備を行います。

#### イ 森林の有する機能の高度発揮に応じた路網整備と作業システムの導入

森林の有する多面的機能の発揮を始め、効率的な施業、きめ細やかな施業を実施するため、既設の路網を活用するとともに、必要に応じた林道・森林作業道等の整備を図ります。

また、高性能林業機械の導入等地域の条件に応じた作業システムの導入に努めます。

#### ウ 広く県民に開かれた森林の整備・保全及び利用の促進

- (ア) 森林の整備及び保全にあたっては、県民理解の醸成を促すとともに、亜熱帯海洋性気候を生かした森林づくりを推進します。
- (イ) 森林の保健・文化・教育的利用への要請に対応した森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育等を促進します。

## エ 地球温暖化防止への貢献

森林による二酸化炭素の吸収、炭素の貯蔵を促進するため、育成単層林及び育成複層林にあつては適切な時期に伐採し木材として利用するとともに、その適切な管理に努めます。また、荒廃地、原野等における造林を推進するとともに、伐採した木材の有効利用に努めます。

## (2) 計画達成のために必要な事項

### ア 森林資源の保続培養

森林資源の保続培養と同時に、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林経営計画の作成指導とその実行を確保するとともに、造林事業及び森林病害虫防除事業などを積極的に推進します。

### イ 林業生産基盤の整備

林業生産活動の活性化と農山村の振興を図るため、既設林道を効率的に活用していくとともに、必要に応じた林道及び森林作業道等の路網整備に努めることとします。また、生産性の高い林業経営の育成、協業の助長を通じて、林業所得の向上を図るため生産基盤の拡充、関連施設の整備、林業技術及び経営の改善、林業近代化施設導入等の林業構造改善事業を積極的に推進します。

### ウ 林業労働力の確保

森林組合を主体に、作業班の育成、強化を図り、安定した労働力を確保する一方、林業従事労働者の長期的な就労や所得の向上を図るため、就労環境の整備や労働安全衛生対策の拡充、技能向上に努めます。

### エ 県産材の利用と開発

本計画区は、これまでにリュウキュウマツの拡大造林をはじめ、有用な広葉樹の造林及び育成天然林整備事業等により森林の整備を図っており、これらの資源は構造材、パルプ用材、薪炭材等の供給を通じ、地域経済の振興に大きな役割を担ってきました。今後とも、木材の拠点産地として、増大する森林資源を有効に利用していくため、県産材の利用と開発を積極的に推進します。

### オ 森林の公益的機能の普及啓発

本計画区は、沖縄本島の水がめとして重要な位置にあるばかりでなく、県土保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健・休養機能、教育的な利用、生物多様性の保全などの面からも重要な地域であり、その趣旨の普及啓発に努めます。

また、林地の開発等については、自然環境と調和が図られるよう指導し、豊かな自然環境の保全を図ります。

#### カ 林業技術の開発と普及

森林の有する木材等生産機能に対する要請に応えるため、試験研究機関等との連携強化を図り、より一層の技術開発を推進します。また、新技術の現地適応化、技術体系の確立、各種森林・林業施策の推進による、林業経営の合理化を図ります。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

表8 計画の対象とする森林の市町村別面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	45,029	
市 町 村 別 内 訳	国 頭 村	12,465
	大 宜 味 村	4,826
	東 村	2,404
	名 護 市	13,740
	今 帰 仁 村	1,347
	本 部 町	2,085
	恩 納 村	2,925
	宜 野 座 村	1,554
	金 武 町	2,020
	伊 江 村	119
	伊 平 屋 村	1,182
伊 是 名 村	363	

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図に示す区域内の民有林とする。

注2 森林計画図の閲覧場所は沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター、計画区内市町村役場とする。

注3 単位未満四捨五入のため、必ずしも総数と一致しない。

注4 地域森林計画の対象とする民有林（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の(1)～(4)までの事項の対象となる。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出
- (4) 森林法第10条の8第2項の伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

このため、地域の特性及び森林資源の状況、並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、森林を、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて区分することとします。

森林の有する機能については、7つの機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産）を基礎的な指標として、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害の対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ります。

なお、各機能に応じた森林の望ましい姿については、表9のとおりです。

表9 森林の有する機能に応じた望ましい姿

森林の有する多面的機能	森林の望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林であって、将来にわたってその状態が維持または強化される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、適宜・適切に森林施業が行われ、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を表10のとおり定めます。

表10 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する多面的機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺地域の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地妨害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に親密な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を促進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じた樹種の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、将来にわたって生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育・間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

※ただし、森林の区分については、自然的社会的条件からみた個々の森林の利用についての実態、機能の発揮に対する要請、位置関係から見た一体的な森林整備の観点等から判断し、市町村森林整備計画において定めることとします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表 11 のとおり定めます。

表 11 計画期間に到達し保持すべき森林資源の状態等

単位 面積 : ha 蓄積 : m<sup>3</sup>/ha

区 分		現況	計画期末
面 積	育成単層林	5,556	5,488
	育成複層林	5,955	6,159
	天然生林	33,518	33,382
森林蓄積		138	144

注 期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為<sup>注1</sup>の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の区分ごとに示すこととします。

① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為<sup>注1</sup>により成立させ維持される森林。

② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層<sup>注2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

③ 天然生林

主として天然力<sup>注3</sup>を活用することにより成立させ維持される森林<sup>注4</sup>。

注1 : 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2 : 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3 : 「天然力」とは、根株からの萌芽や自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4 : 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

## 2 その他必要な事項

県及び市町村は、十分な連携のもと、重視すべき機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとします。

また、本計画区の森林は、古くから地域住民の生活利用に加え、沖縄県民の生活や経済を支え、人々の暮らしや産業振興、文化の発展に寄与するとともに、生物多様性に富んだ自然が残され、多くの野生生物が生息・生育していることから、自然環境の保全と環境に配慮した利活用を推進します。



(1) 森林施業

木材等生産機能森林では、適期・適切な施業に加え早生樹種による短伐期施業を行う等、また、公益的機能が重視される森林では、長伐期施業及び複層林施業を行う等、森林の利用目的に応じた森林の整備を推進します。

(2) 森林の新たな利用（自然体験活動の推進）

森林の新たな利用として、保健・レクリエーション機能を有する森林では、豊かな森林資源を生かした森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育、林業体験などの活用を推進します。

(3) 特用樹及び造成未利用地の活用

環境負荷の低い保全型の林業・林産業として、樹木の実・葉・茎・花等を利用する伐採を伴わない特用樹の活用や、耕作放棄地（非農地）、宿泊・娯楽施設跡地等の造成未利用地を活用した早生樹種等による森林造成に取り組みます。

(4) 択伐の推進

択伐の推進に向けて、現地に適した収穫手法の確立、技術取得支援等の人材育成、林業機械の導入等の条件整備を図るとともに、択伐の実証試験を重ね、様々な課題の解決を図ります。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

計画事項の第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、森林の立木竹の伐採に関する指針を次のとおり定めます。

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち収穫に係る主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と林地生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、尾根部の樹林帯の保残、沢部の下層植生の保全、ノグチゲラやヤンバルクイナの繁殖期（3月～6月）の伐採回避に努めることとします。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められます。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状に配慮します。また、一か所当たりの伐採面積は、原則として5ha未満とし、可能な限り小面積化及び分散化を図り、伐採区域がモザイク的な配置になるように配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、伐採面積については、自然公園法等の関係法令で定める規模によるほか、「やんばる型森林業の推進（施策方針）」を踏まえ、施業を行うこととします。

##### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は群状を単位とします。

単木択伐の場合は、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）にするものとします。

帯状択伐の場合は、帯幅を上層木樹高の2.0倍程度とします。

ウ 人工林の生産目標ごとの主伐時期は、表 12 を目安として定めるものとします。

表 12 人工林の主伐時期の目安

樹 種	生 産 目 標	期 待 径 級	主伐時期の目安
リュウキュウマツ	一 般 材	26cm	45年

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、市町村森林整備計画において、市町村内に生育する主要樹種ごとに、表 13 に示す林齢を基礎として市町村の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとします。

なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

表 13 立木の標準伐期齢

地 区	樹 種 (年)			
	リュウキュウマツ	イヌマキ スギ	モクマオウ タイワンソノキ	その他広葉樹
名護市一円、国頭郡一円、島尻郡伊平屋村及び伊是名村	30	40	25	30

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 10 条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとします。

## 2 造林に関する事項

計画事項の第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、造林に関する指針を次のとおり定めます。

なお、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法、人工造林すべき期間、天然更新の対象樹種、天然更新の標準的な方法及び天然更新をすべき期間については、人工造林等を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められます。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待される森林において行うものとします。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨とし、市町村の区域内の森林の立地条件及び木材の利用状況を勘案して、リュウキュウマツ、イヌマキ等の針葉樹及びイジュ、イスノキ、クスノキ等の広葉樹を主体に定めるものとします。

また、特定苗木など成長に優れた苗木の確保に努めることとします。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### (ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、表14の植栽（播種）本数を基準として、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとします。

表14 人工造林の植栽本数

樹種	仕立て方	植栽（播種）本数（本/ha）
リュウキュウマツ	密仕立て	5,000穴（播種）
イヌマキ	密仕立て	6,000本
イジュ	中仕立て	4,400本
イスノキ	中仕立て	4,400本
クスノキ	中仕立て	4,400本
その他広葉樹	中仕立て	4,400本

##### (イ) 人工造林の標準的な方法の指針

###### a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意するものとします。

###### b 植え付け方法

気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植付けるものとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復を図るため、主伐後、人工造林による更新を行う箇所については、伐採後原則として2年以内に更新を完了するものとします。なお、択伐による伐採に係るものについては、5年以内に更新を完了するものとします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により、適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

原則として、高木性の樹種を対象とします。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針（天然更新補助作業）

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなるI齢級初期に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3本程度を目安として、ぼう芽整理を行うことを定めるものとします。

天然更新については、笹や粗腐食の堆積等により更新が阻害されている箇所では枝条類の除去あるいはかき起こしを行うことや、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うことのほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うことを定めるものとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復を図るため、天然更新を行う箇所については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、伐採後原則として5年以内に更新を完了するものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、天然力によっては更新が期待できない森林とします。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めることとします。

(4) その他必要な事項

特になし

### 3 間伐及び保育に関する事項

計画事項の第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」をふまえ、間伐及び保育に関する指針を次のとおり定めます。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法並びに保育の標準的な方法については、市町村森林整備計画において間伐や保育を行う際の規範として定められます。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、表15に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐指針を利用する際には、間伐しようとする林分の主林木（間伐後に残される木）の平均樹高を算定して、この主林木の平均樹高によって間伐指針表から間伐本数を決めます。

表15 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期（年）		間伐の方法
		初回	2回	
リュウキュウマツの人工林	haあたりおおむね2,500本を保残する	15~20		原則として間伐指針を利用する。
	haあたりおおむね1,500本を保残する		25~40	
イヌマキ及びスギの人工林	haあたりおおむね2,000本を保残する	20		適切な立木配置に努め、形質劣悪、形質不良木を中心に伐採する。
	haあたりおおむね1,500本を保残する		30	

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下刈り及びつる切り、除伐、枝打ち等の既往における保育の方法、現地の状況を勘案して、必要な事項を定めるものとします。

(ア) 育成単層林

a 下刈り及びつる切り

下刈り及びつる切りは、植生の繁茂状況に応じて適正な時期及び回数を選定し行います。下刈りの方法は原則として全刈りとし、潮風害等の予想される場所では条件を考慮して条刈り・坪刈りを行います。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長への影響を勘案しつつ、保残に努めることとします。

b 除伐

除伐は、育成しようとする樹木の成長を阻害する樹木等を除去し、樹種構成、林齢、樹木等の配置状況及び地形、気象等の立地条件に応じ適宜行います。

また、目的外樹種であって、その生育状況や利用価値等を勘案し、有用なものは、保残し育成することとします。

c 枝打ち

目標に応じた枝打ちを行います。11～1月を適期とします。

(イ) 育成複層林

樹下植栽等による複層林造成地においては、下刈り及びつる切り、除伐、枝打ちは育成単層林に準じて行い、林内照度が低下し、下層木の健全な育成が阻害されている森林においては、間伐又は択伐を実施します。

表 16 保育の種類別の標準的な実施時期

保育の種類	樹種	実施林齢											備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	~15	
下刈り及びつる切り	全樹種	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△		○：通常予想される実施基準 △：必要に応じて実施する 3年目までは2回、 以降は雑草木の伸長の 度合いに応じて行う
除伐	イヌマキ											○	
	その他の樹種												適宜行う
枝打ち	全樹種												適宜行う

(3) その他必要な事項

保育・間伐については、森林の質的向上と森林の有する機能の維持・高度発揮及び山地災害等の防止を図るため、林分の健全な保育管理に努めるものとします。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、それぞれの森林が発揮することを期待されている公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域を、公益的機能別施業森林として設定します。

また、林木の生育が良好な森林で地形・地理等から効率的な森林施業が可能である森林を、木材の生産機能の維持増進をはかるための森林施業を推進すべき森林として区域設定します。

公益的機能別施業等の森林の区域及び森林施業の方法は、次の事項を指針として、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案して、市町村森林整備計画において定められます。

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

###### ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域は、計画事項第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に基づき、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考にして、設定することとします。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように設定します。

表17 公益的機能別森林区域ごとの区域の設定の基準に関する指針

森林の区域	区域の設定基準
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、並びに地域の用水源として重要なため池、湧水池及び溪流等の周辺にある森林など、水源涵養機能の高度発揮が求められている森林
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」)	山腹崩壊等により、人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出や土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林
快適環境形成機能維持増進森林	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等で、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、及び気象条件等からみて、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)	観光的に魅力のある自然林、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び史跡・名勝の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 また、特に原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林及び陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林など、生物多様性保全機能が将来にわたり発揮される森林



イ 施業の方法に関する指針

表 18 公益的機能別森林区域ごとの施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の施業方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> </ul>	<p>伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層林の適確な育成）を図りつつ、根系の発達を確保することとします。</p> <p>特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、谷密度の大きい地域、起伏量の大きい地域、溪床又は河床勾配の急な地域、掌状型集水区域、年平均又は季節的降水量の多い地域、強い雨の降る頻度が高い地域においては、伐採面積の規模の縮小を図ることとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</li> <li>・ 快適環境形成機能維持増進森林</li> <li>・ 保健文化機能維持増進森林</li> </ul>	<p>それぞれの区域の機能に応じ、特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要のある森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とします。</p> <p>それ以外の森林については、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散を図ったうえで長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を実施するなど、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進します。</p>

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準  
及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について、森林の機能評価区分等を参考に森林の一体性も踏まえつつ設定します。

また、この区域のうち林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件を勘案して、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定することとします。

イ 森林の施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(3) その他必要な事項

公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう、施業方法を定めることとします。また、公益的機能別施業森林の設定にあたっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとします。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。

また、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮するなど効率的な森林施業への対応を踏まえた整備を推進することとします。

路網の現状は表 19 に示すとおりです。

表 19 基幹路網の現状

区分	路線数	延長
基幹路網	63	246.6
うち林業専用道	-	-

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

自然環境保全への配慮及び森林の利用形態等を踏まえ、森林施業の効率を向上させるため、地域条件に応じた規格・構造の路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムに取り組むものとします。

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

森林施業を推進することが望ましいものの、既設路網が少なく、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進すべき区域を、路網整備等推進区域として設定することとします。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網整備にあたっては、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 2 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、自然環境保全に配慮した適切な規格・構造の路網を開設することとします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

森林には、既存の林道や森林作業道等の路網が多く整備されていることから、既存の路網が存在する箇所においてはそれを最大限に活用して森林施業を行います。その際、林内作業車の移動に新たな森林作業道が必要となる場合については、必要に応じて地形起伏に沿った最小限の森林作業道となるよう努めます。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械化の推進及び林産物の流通加工体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

#### イ 森林組合等による森林施業受委託の促進

林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域にあつては、森林組合等による施業の受委託を促進するものとします。特に不在村森林所有者が多い地域にあつては、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとします。

#### ウ 森林施業共同化の指導体制の強化

森林施業共同化の促進に資するため、市町村、県北部農林水産振興センター（林業普及指導員）、森林組合等地域に密着した機関による森林所有者等に対する指導活動を強化するものとします。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業体の体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、ICTを活用した生産管理手法の導入、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤や経営力の強化等を推進するなど、林業事業体の体質強化を図るものとします。

#### イ 林業従事者の養成・確保

林業労働に係る雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、農山村の生活基盤の整備等に努めるものとします。また、林業従事者に対する技術研修等を実施し、優秀な人材の養成に努めるとともに、「沖縄県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、新規参入、女性の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等の労働力確保にも努めるものとします。さらには、林業労働力確保支援センターにより、新たに林業に就業しようとする者に対して就業の支援を行うものとします。

#### ウ 林業後継者の育成

林家の子弟等が林業への関心を持ち続け、林業に就労しうる環境を醸成するとともに、林研グループ等若手林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成するものとします。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう複合経営の導入や生活環境の改善等の支援に努めるものとします。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとします。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 生産・加工・流通体制の整備

生産・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立を推進し、木材等の加工を効率的に行うための施設整備等を促進するものとします。

流通体制の整備については、需要者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材・木材製品を安定的に供給し得る流通システムの確立を図り、良質な木材等の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

また、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを進めます。

イ 特用林産物の生産の振興

生活基盤の整備、経営の近代化、産地化の形成、品質の向上、安全性の確保と安定的な需給体制の確立を積極的に推進するとともに、新たな特用林産物の商品化を行い、生産から流通に至る総合的な振興を図るものとします。

(6) その他必要な事項

生活環境施設の整備に努めるものとします。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用することとします。

また、土地の形質の変更にあたっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、潮風害防備に重要な役割を果たしている森林、並びに良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表20 森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区(林班)			
国頭村	15、51、57～59、88、89、91、98、101、103、110、113、114 県営林57～59	881	土砂の流出崩壊防止及び水源涵養機能の維持に留意する必要がある。	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
大宜味村	1、3～7、9、13～16、21、22、29、30、50、53、56、58	1,137		
東村	4、12、17、19、20、24	214		
名護市	旧久志村 9、40、43、80 旧屋部村 7、12、13 旧羽地村 14、16、20、30、33、37 旧名護町 1、2、25、30 県営林 67、69～71、73、80	1,379		
今帰仁村	2	80		
本部町	6、16、23、28	16		
恩納村	1～3、8、11、22、30、37、39、41、42	360		
宜野座村	22	2		
金武町	1、2	53		
伊江村	4	3		
伊平屋村	3～6、8、9、12、13	162		
計		4,287		

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう充分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行います。

土地の形質の変更を行うにあたっては、法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとします。さらに、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得ることに配慮するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

(4) その他必要な事項

局所的に土砂の流出及び崩壊等のおそれのある林分については、地表の損傷を極力行わないよう、土地の保全に努めるものとします。

## 2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、計画事項の第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵(かん)養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進します。

保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、森林の種類別の計画期末面積、計画期間内における保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を「第6計画量等」の「5保安林整備及び治山事業に関する計画」のとおり定めます。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし



### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、計画事項の第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関する取組を防災・減災の考え方に立って実施することとします。

具体的には、保安林の整備、溪間工、山腹工、海岸防災林の整備・保全など、治山事業（保安施設事業及び林野の保全に係る地すべり防止事業）の実施について計画的に推進することとし、計画量は「第6計画量等」の「5保安林整備及び治山事業に関する計画」とします。

なお、その際、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備について関係機関と連携した取組を推進することとします。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

### (5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

## 3 鳥獣害の防止に関する事項

深刻な森林被害をもたらす野生鳥獣に関して各方針を定めることとします。野生鳥獣による被害がある森林、または、被害発生のおそれがある森林が確認された場合は、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進することとします。なお、具体的な区域や鳥獣害の防止の方法については、次の事項を規範として市町村森林整備計画において定めることとします。

### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

#### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

#### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

#### (2) その他必要な事項

##### ア 鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針

鳥獣害の防止の方法が実施された区域について、被害防止効果の発揮が期待できる適切な実施状況となっているか確認するため、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

本県は温暖な気候のため、多種の昆虫が生息し、台風や干ばつの影響も相まって、森林病虫害被害の発生しやすい環境にあります。

森林病虫害の防除については、被害の早期発見及び早期駆除を図るために適切な森林の巡視に努めるなど、被害の終息に向けて、総合的な対策を推進します。

特に、松くい虫については、保全松林を中心とする重点的な防除対策を行い、当該松林の保全に努めます。

#### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害（3(1)アで定めた対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害）については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、森林の巡視を行うとともに、入林者や地域住民に対して啓発活動を計画的に実施します。

また、森林病虫害の駆除のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

該当なし

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林をいい、市町村森林整備計画の樹立にあたっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定します。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する諸機能の低下を補い、択伐施業や育成複層林施業等の多様な施業を積極的に実施します。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、除伐等の保育を積極的に行います。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、多様な施設整備を行うものとします。

また、市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めるものとします。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意します。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：百m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	666	179	487	609	159	450	57	20	37	
前半5カ年の計画量	281	75	206	253	65	188	28	10	18	
市町村別内訳	国頭村	246	58	188	211	46	165	35	12	23
	大宜味村	54	10	44	50	10	40	4	0	4
	東村	21	3	18	19	3	16	2	0	2
	名護市	229	56	173	219	50	169	10	6	4
	今帰仁村	16	4	12	14	4	10	2	0	2
	本部町	15	6	9	15	6	9	0	0	0
	恩納村	57	29	28	55	29	26	2	0	2
	宜野座村	3	1	2	3	1	2	0	0	0
	金武町	8	3	5	8	3	5	0	0	0
	伊江村	2	0	2	2	0	2	0	0	0
	伊平屋村	12	9	3	10	7	3	2	2	0
	伊是名村	3	0	3	3	0	3	0	0	0

### 2 間伐面積（参考）

単位 面積：ha

区分	間伐面積	
総数	220	
前半5カ年の計画量	108	
市町村別内訳	国頭村	136
	大宜味村	18
	東村	8
	名護市	36
	今帰仁村	8
	本部町	0
	恩納村	8
	宜野座村	0
	金武町	0
	伊江村	0
	伊平屋村	6
	伊是名村	0

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新	
総数	340	331	
前半5ヵ年の計画量	139	132	
市町村別内訳	国頭村	115	109
	大宜味村	29	30
	東村	10	13
	名護市	122	112
	今帰仁村	8	9
	本部町	8	9
	恩納村	30	30
	宜野座村	3	2
	金武町	5	6
	伊江村	1	2
	伊平屋村	8	7
	伊是名村	1	2

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域	前半5カ年 の計画箇所	備考
開設	自動車道		国頭村	吉波山線	2.3	68		
				辺戸線	2.2	70		
				謝敷支線	0.7	60		
				奥支線Ⅰ	1.5	40		
				奥支線Ⅱ	1.5	36		
				小計	8.2			
			大宜味村	喜如嘉線	0.8	75		
			小計	0.8				
		計		9				
拡張	(改良)		国頭村	大國線(大宜味村含)	9	3,648		
				奥与那線	3	3,152		
				辺野喜線	3	186		
				佐手与那線	1	229		
				我地佐手Ⅲ号線	1	34		
				伊江Ⅰ号線	2	276		
				小計	19			
			名護市	源河有銘線	2	987		
			小計	2				
					計		21	

#### 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

##### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

##### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の 計画量	備考
		総数(実面積)	
水源涵養のための保安林	4,881	4,350	
災害防備のための保安林	1,811	1,612	
保健、風致の保存等のための保安林	533	530	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考				
		市 町 村	区 域		前半5カ年の 計画量						
指定	水源かん養保安林	国頭村	辺 野 喜	224.4	112.2	水源かん養を図るため に指定する。					
			佐 手	481.0	240.5						
			小計	705.4	352.7						
		大宜味村	田 嘉 里	178.6	89.3						
			押 川	160.0	80.0						
			小計	338.6	169.3						
		東村	慶 佐 次	138.0	69.0						
			川 田	197.0	98.5						
			小計	335.0	167.5						
		名護市	源 河	390.0	195.0						
			辺 野 古	55.9	27.9						
			幸 喜	20.1	10.1						
			許 田	42.2	21.1						
		小計	508.2	254.1							
		恩納村	名 嘉 真	6.5	3.3						
			小計	6.5	3.3						
		伊平屋村	我 喜 屋	36.8	18.4						
			小計	36.8	18.4						
		計		1930.5	965.2						
		指定	土砂流出防備保安林	国頭村	安 田			1.0	0.5	土砂の流出防備を図る ために指定する。	
					伊 地			2.0	1.0		
					宇 嘉			1.0	0.5		
					奥			2.5	1.3		
奥 間	0.9				0.4						
宜 名 真	0.5				0.3						
佐 手	0.5				0.3						
謝 敷	0.5				0.3						
楚 洲	0.5				0.3						
比 地	1.5				0.8						
浜	1.0				0.5						
辺 土 名	1.0				0.5						
辺 野 喜	2.0				1.0						
与 那	2.5				1.3						
小計	17.4				8.7						



指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		前半5カ年の 計画量		
指定	土砂流出防備保安林	大宜味村	塩 屋	1.5	0.8	土砂の流出防備を図る ために指定する。	
			押 川	1.0	0.5		
			喜 如 嘉	0.5	0.3		
			根 路 銘	1.0	0.5		
			大 兼 久	1.0	0.5		
			大 保	2.4	1.2		
			津 波	1.5	0.8		
			田 嘉 里	0.5	0.3		
			田 港	1.0	0.5		
			饒 波	2.0	1.0		
			謝 名 城	1.0	0.5		
			白 浜	2.0	1.0		
			小計	15.4	7.7		
		東村	慶 佐 次	1.5	0.8		
			平 良	1.0	0.5		
			有 銘	0.5	0.3		
			小計	3.0	1.5		
		名護市	源 河	2.0	1.0		
			嘉 陽	1.5	0.8		
			喜 瀬	1.0	0.5		
			許 田	1.0	0.5		
			湖 辺 底	0.5	0.3		
			幸 喜	0.5	0.3		
			三 原	0.5	0.3		
			数 久 田	1.0	0.5		
			世 富 慶	0.5	0.3		
			大 浦	4.5	2.3		
			大 川	0.5	0.3		
			大 北	0.5	0.3		
			底 仁 屋	0.5	0.3		
			二 見	0.5	0.3		
			辺 野 古	0.5	0.3		
			名 護	0.5	0.3		
			有 津	1.0	0.5		
		小計	17.0	8.5			
		今帰仁村	兼 次	0.5	0.3		
			今 泊	0.5	0.3		
			前 原	0.5	0.3		
			湧 川	2.5	1.3		
			小計	4.0	2.0		

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考	
		市 町 村	区 域		前半5カ年の 計画量			
指定	土砂流出防備保安林	本部町	伊 豆 味	2.0	1.0	土砂の流出防備を図る ために指定する。		
			伊 野 波	1.5	0.8			
			崎 本 部	1.5	0.8			
			並 里	1.0	0.5			
			小計	6.0	3.0			
		恩納村	安 富 祖	0.5	0.3			
			宇 加 地	1.0	0.5			
			塩 屋	1.0	0.5			
			屋 嘉 田	1.5	0.8			
			喜 瀬 武 原	0.5	0.3			
			真 栄 田	0.5	0.3			
			瀬 良 垣	2.0	1.0			
			大 田	0.5	0.3			
			南 恩 納	0.5	0.3			
			与 久 田	0.5	0.3			
		小計	8.5	4.3				
		伊平屋村	前 泊	1.0	0.5			
			田 名	3.0	1.5			
			小計	4.0	2.0			
		伊是名村	勢 理 客	1.0	0.5			
	仲 田		1.0	0.5				
	小計		2.0	1.0				
	計		77.3	38.6				
	土砂崩壊防備保安林	国頭村	伊 江	0.5	0.3			土砂の崩壊防備を図る ため指定する。
			伊 地	1.0	0.5			
			伊 部	0.5	0.3			
			宇 嘉	1.0	0.5			
宇 良			0.5	0.3				
奥			1.0	0.5				
奥 間			1.5	0.8				
宜 名 真			1.0	0.5				
佐 手			0.5	0.3				
謝 敷			1.0	0.5				
楚 洲			0.5	0.3				
桃 原			0.5	0.3				
半 地			0.5	0.3				
浜			0.5	0.3				
辺 戸			0.5	0.3				
辺 土 名			0.5	0.3				
小計			11.5	5.8				

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		前半5カ年の 計画量		
指定	土砂崩壊防備保安林	大宜味村	塩 屋	1.0	0.5	土砂の崩壊防備を図る ため指定する。	
			押 川	1.0	0.5		
			喜 如 嘉	1.0	0.5		
			喜 納	0.5	0.3		
			宮 城	0.5	0.3		
			根 路 銘	0.5	0.3		
			大 保	0.5	0.3		
			津 波	1.5	0.8		
			田 港	1.5	0.8		
			白 浜	0.5	0.3		
			饒 波	2.0	1.0		
		小計	10.5	5.3			
		東村	宮 城	0.5	0.3		
			慶 佐 次	0.5	0.3		
			有 銘	2.0	1.0		
			小計	3.0	1.5		
		名護市	旭 川	1.0	0.5		
			源 河	2.0	1.0		
			後 原	0.5	0.3		
			世 富 慶	2.0	1.0		
			楚 久	1.0	0.5		
			大 川	1.0	0.5		
			汀 間	0.5	0.3		
			有 津	0.5	0.3		
			有 津	0.5	0.3		
			屋 部	1.0	0.5		
		小計	10.0	5.0			
		本部町	具 志 堅	0.5	0.3		
			謝 花	0.5	0.3		
			伊 豆 味	1.0	0.5		
			小計	2.0	1.0		
		恩納村	与 久 田	0.5	0.3		
			真 栄 田	0.5	0.3		
			小計	1.0	0.5		
		伊江村	東 江 上	0.5	0.3		
			小計	0.5	0.3		
		計		38.5	19.3		

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		前半5ヵ年の 計画量		
指定	防風保安林	名護市	久 志	1.0	0.5	風害の防止を図るために 指定する。	
			小計	1.0	0.5		
		伊是名村	諸 見	2.3	1.2		
			伊 是 名	3.0	1.5		
			小計	5.3	2.7		
			計	6.3	3.2		
	潮害防備保安林	東村	宮 城	20.0	10.0	潮害の防止を図るために 指定する。	
			小計	20.0	10.0		
		金武町	伊 芸	0.3	0.2		
			小計	0.3	0.2		
		伊平屋村	島 尻	22.0	11.0		
			野 甫	3.0	1.5		
		小計	25.0	12.5			
		伊是名村	勢 理 客	6.0	3.0		
			小計	6.0	3.0		
		計	51.3	25.7			
	干害防備保安林	名護市	古 我 知	95.8	47.9	干害及び災害の防止を 図るために指定する。	
			小計	95.8	47.9		
		今帰仁村	兼 次	49.0	24.5		
			小計	49.0	24.5		
		恩納村	富 着	90.0	45.0		
小計			90.0	45.0			
伊是名村		勢 理 客	114.0	57.0			
		内 花	3.8	1.9			
		小計	117.8	58.9			
計		352.6	176.3				

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		前半5カ年の 計画量		
指定	保健保安林	国頭村	辺 土 名	50.0	25.0	県民の保健休養に資する ために指定する。	
			小計	50.0	25.0		
		大宜味村	大 宜 味	420.0	210.0		
			小計	420.0	210.0		
		名護市	名 護	200.0	100.0		
			仲 尾 次	68.5	34.3		
			小計	268.5	134.3		
		今帰仁村	越 地	4.0	2.0		
			与 那 嶺	4.7	2.3		
			小計	8.6	4.3		
		本部町	瀬 底	13.2	6.6		
			小計	13.2	6.6		
		恩納村	恩 納	24.1	12.1		
			小計	24.1	12.1		
	伊江村	東 江 上	6.5	3.3			
		小計	6.5	3.3			
	伊平屋村	前 泊	10.0	5.0			
		小計	10.0	5.0			
	伊是名村	内 花	4.0	2.0			
		仲 田	5.0	2.5			
小計		9.0	4.5				
計		810.0	405.0				
風致保安林	伊平屋村	田 名	10.0	5.0	風致の保存のために指 定する。		
		小計	10.0	5.0			
	伊是名村	伊 是 名	5.0	2.5			
		小計	5.0	2.5			
	計		15.0	7.5			
合計			3282.4	1642.2			

指定／解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		前半5か年の 計画量		
解除	水源かん養保安林	国頭村	辺野喜	16.9	8.5	指定理由の消滅	
			小計	16.9	8.5		
		恩納村	仲泊岳西原	4.6	2.3		
			小計	4.6	2.3		
		計		21.5	10.8		
	防風保安林	名護市	瀬 嵩 島 原	0.2	0.1		
			小計	0.2	0.1		
		今帰仁村	仲宗根 仲宗根 原	0.2	0.1		
			〃	0.0	0.0		
			小計	0.2	0.1		
		恩納村	谷 茶 谷 茶 原	0.1	0.1		
			小計	0.1	0.1		
		伊江村	東江前アシャキ 原	0.2	0.1		
			小計	0.2	0.1		
		計		0.7	0.3		
	潮害防備保安林	今帰仁村	渡 喜 仁 大 浜	0.0	0.0		
			小計	0.0	0.0		
		宜野座村	漢 那 港 原	0.3	0.2		
			小計	0.3	0.2		
		恩納村	真 栄 田 塩 屋 原	0.2	0.1		
			山 田 青 座 原	0.0	0.0		
			小計	0.3	0.1		
		計		0.6	0.3		
	干害防備保安林	恩納村	安 富 祖 熱 田 原	4.6	2.3		
			小計	4.6	2.3		
		計		4.6	2.3		
	保健保安林	恩納村	安 富 祖 熱 田 原	4.6	2.3		
小計			4.6	2.3			
計		9.1	4.6				
合計				31.9	16.0		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積 : ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林	-				
災害防備のための保安林	143				
保健・風致の保存のための保安林	143				

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヵ年の計画		
国頭村	安田	1	1	護岸工、森林整備	
	辺戸	1	1	森林整備	
	伊地	1	1	山腹工	
	奥間	1	0	溪間工	
	辺土名	1	1	森林整備	
	宜名真	1	0	山腹工、森林整備	
	宇嘉	1	0	溪間工	
	与那	1	0	山腹工	
	浜	1	0	山腹工	
大宜味村	根路銘	1	1	山腹工	
	宮城	1	0	山腹工	
	田嘉里	1	0	溪間工	
	喜如嘉	1	0	山腹工	
	饒波	1	0	山腹工	
	津波	1	1	山腹工	
東村	平良	1	0	山腹工	
	慶佐次	1	0	護岸工、森林整備	
名護市	源河	1	0	山腹工	
	稲嶺	1	1	森林整備	
	屋我地	1	0	森林整備	
	喜瀬	1	1	溪間工	
	大浦	1	1	山腹工	
	眞喜屋	1	0	森林整備	
	世富慶	2	1	山腹工	
	数久田	1	1	山腹工	
	許田	1	1	山腹工	
	古我知	1	1	山腹工	
	屋部	1	1	山腹工	

今帰仁村	与那嶺	1	1	森林整備	
	運天	1	1	山腹工	
本部町	具志堅	1	1	森林整備	
	瀬底	1	1	森林整備	
	謝花	1	0	山腹工	
	渡久地	1	1	山腹工	
	備瀬	1	0	森林整備	
恩納村	仲泊	1	1	山腹工、溪間工、森林整備	
	恩納	1	1	森林整備	
	与久田	1	0	山腹工	
宜野座村	松田	1	0	森林整備	
	惣慶	1	1	護岸工、森林整備	
	漢那	1	0	森林整備	
伊江村	東江前	1	1	森林整備	
	東江上	1	1	山腹工	
伊平屋村	田名	1	1	森林整備	
	島尻	1	1	森林整備	
	前泊	1	1	森林整備	
	我喜屋	1	1	森林整備	
伊是名村	伊是名	1	1	森林整備	
	諸見	1	1	森林整備	
	内花	1	1	森林整備	
	勢理客	1	1	森林整備	
	仲田	1	1	森林整備	
合計		53	33		

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期  
該当なし



## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(K: 皆伐、T: 択伐、N: 禁伐) 単位 面積: ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	国頭村	奥宇嘉 辺野喜 辺土名	588	K 588	詳細については、指定施業要件指定保安林付属明細書による。	
	大宜味村	田謝津 喜如波 大宜路	1,132	K 1,132		
	東村	平有良 源河 稲嶺	176	K 176		
	名護市	真喜屋 我部祖河 安勝和山 許名田護 二仁見 天三原 幸喜	1,347	T 464 K 883		
	本部町	伊豆味 並里 伊野波	16	T 6 K 10		
	恩納村	恩嘉納 名富真 安瀬良祖 前兼垣 富着 山田 仲泊	352	T 62 K 291		
	宜野座村	松田	2	T 2		
	金武町	金武 屋嘉	53	K 53		
	伊平屋村	田名泊 我喜屋 島尻	153	T 101 K 53		
		計	3,819	T 633 K 3,185		
土砂流出防備保安林	国頭村	奥間 宜名真 与那 辺土名	202	T 35 K 160 N 8	同上	
	東村	宮城	19	T 19		
	名護市	嘉陽屋 天仁間 汀大川 喜許瀬 田	21	K 13 T 8		
	今帰仁	仲尾次 与那嶺 諸志	80	K 78 T 2		
		計	322	K 251 T 64 N 8		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
土砂崩壊防備保安林	国頭村	与那奥 佐謝手敷 宜名真 奥間 辺野喜	92	T 63 N 29	詳細については、指定施業要件指定保安林付属明細書による。	
	大宜味村	謝名城 喜如嘉 饒波 大兼久	7	T 7		
	東村	川田 有銘 平良	19	T 4 N 15		
	名護市	数久田 汀間 瀬嵩 二見 三原河	11	T 11 N 0		
	本部町	渡久地	0	T 0 N 0		
	恩納村	名嘉真 安富祖 富着	7	T 3 N 4		
	伊江村	東江前	3	N 3		
	伊平屋村	島尻	9	T 9		
	伊是名村	仲田	0	T 0		
	計		149	T 98 N 51		
防風保安林	国頭村	浜地 半地 比間 奥原 桃土名 辺伊地 与野那 辺野喜 宇嘉 宜名真 辺戸 楚奥 安洲 波	30	T 20 N 10	同上	
	大宜味村	謝名城 喜如嘉 饒波 上原 塩屋 大白保 宮浜 津城 波	12	T 12 N 0		
	東村	宮城 川田 平良 慶佐 有次 銘	9	T 9		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
防風保安林	名護市	源河 真喜屋 仲尾次 川上等 田井川 親川 仲尾 振慶名 我部祖河 古我知 呉我部 我屋部 安為和 宮又里 世富慶 数久田 幸久喜 瀬仁嵩 天諸志 与那嶺 平崎敷 崎山	28	T 28	詳細については、指定施業要件指定保安林付属明細書による。	
	今帰仁村	諸志嶺 与那嶺 仲尾敷 平崎山地 幸玉城 謝名 仲宗喜根 渡喜仁 運天 湧川	20	T 20 N 0		
	本部町	喜津宇 具志堅 野原 渡久地 伊豆味 崎本部 瀬底	31	T 28 N 3		
	恩納村	名嘉真 谷茶 仲泊 恩納 富喜 山喜 田田	4	T 4		
	宜野座村	松野座 宜野座 惣慶	13	T 13		
	金武町	金武 屋嘉	12	T 12		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
防風保安林	伊江村	東江上 東江前 西江上	11	T 11	詳細については、指定施業要件指定保安林付属明細書による。	
	伊平屋村	田名泊 我喜屋 島尻	2	T 2		
	伊是名村	仲田見 諸内花 内勢理客 伊是是名	15	T 13 K 2		
	計		186	T 171 N 13 K 2		
水害防備保安林	恩納村	恩納	0	T 0 N 0	同上	
	宜野座村	漢那田 松田	1	N 1		
	計		1	T 0 N 1		
潮害防備保安林	国頭村	浜地原 鏡奥原 桃土名 辺伊地 与宇那 佐良手 野喜 宜名嘉 辺戸真 奥洲 楚安田 安波	47	T 10 N 36	同上	
	大宜味村	喜如嘉 宮城 津波	1	T 1 N 0		
	東村	川田良 平佐次 慶佐次	1	T 1 N 0		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
潮 害 防 備 保 安 林	名護市	稲嶺 真喜屋 仲尾次 中尾我 屋我出 濟井名 饒平部 我安和 屋部 山入端 宇茂佐 名宮護 幸里喜 喜喜瀬 久志 辺野古 大浦 瀬嵩 嘉陽 阿部 汀間	36	T	36	詳細については、指定施業要件指定保安林付属明細書による。
	今帰仁村	諸志 今泊 与那嶺 仲尾次 崎山 仲宗根 越喜地 渡運天 古宇利 湧川	53	T	53	
	本部町	具志堅 新里 備久瀬 渡健地 崎本堅 瀬底部	28	T	28	
	恩納村	瀬良垣 谷茶 恩富納 名嘉着 安富真 前兼祖 仲泊久 山田 真栄田	81	T N	79 2	
	宜野座村	松田 宜野座 惣慶	11	T N	4 7	
	金武町	金武	11	T	11	

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
潮害防備保安林	伊江村	東江前 川平	30	T 30	詳細については、指定施業要件指定保安林付属明細書による。	
	伊平屋村	我喜屋 前泊 田野名 島甫 仲尻 諸田 内見 勢理客 伊是名	44	T 32 N 2		
	伊是名村		62	T 42 N 20		
	計		405	T 320 N 73		
干害防備保安林	東村	平良	0	T 0	同上	
	名護市	古我知 阿瀬部 諸志 平敷 謝名 玉城 天底 湧川 崎山	13	T 13 N 0		
	今帰仁村		73	T 73		
	本部町	謝花 具志堅 辺名地	10	T 10		
	恩納村	谷茶祖 安富袴 喜瀬武原	145	T 2 K 143		
	伊是名村	仲田 伊是名 諸見	109	T 93 K 17		
	計		350	K 159 T 191 N 0		
魚つき保安林	名護市	真喜屋 仲屋尾 許我 幸喜田 喜喜瀬	4	T 4	同上	
	計		4	T 4		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
保健保安林	名護市	源河 名勝山	199	T 199	詳細については、指定 施業要件指 定保安林付 属明細書に よる。	水源かん養保安 林と重複
	今帰仁村	謝崎 名山	65	T 65		干害防備保安林 と重複
	恩納村	安富祖 名嘉真 喜瀬武原 真栄田 山田	163	K 143 T 20		一部、干害防備 保安林、潮害防 備保安林と重複
	本部町	伊豆味 並里	21	T 21		
	金武町	金武	1	T 1		
	伊江村	東江前	8	T 8		潮害防備保安林 と重複
	伊是名村	伊是名	60	T 60		干害防備保安林 と重複
	計		518	T 375 K 143		
風致保安林	大宜味村	白浜	2	T 2	同上	
	名護市	真喜屋 辺野古 大浦 瀬嵩 屋部	3	T 3		
	本部町	具志堅 渡久地	0	T 0		
	計		5	T 5		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
砂防指定地	国頭村	奥、宜名真、宇嘉、辺野喜、佐手、謝敷、与那、伊地、宇良、辺土名、奥間、比地、楚洲、安田、安波、伊部	115.5987	主伐に係る伐採の方法は、伐採種を定めない。		
	大宜味村	饒波、喜如嘉、田港、根路銘、津波、大兼久、田嘉里、大保	126.13			
	東村	有銘、川田、平良、慶佐次	77.25			
	名護市	名護、三原、旭川、瀧河、安和、伊差川、我部、幸喜、嘉陽、瀬高、大川、世富慶、二見、喜瀬、許田、数久田、久志、嵩原	93.19			
	今帰仁村	天底、崎山、湧川	53.79			
	本部町	大浜、辺名地、健堅、大嘉陽、並里、崎本部、浜元	67.65			
	金武町	屋嘉	4.14			
	宜野座村	宜野座	1.53			
	恩納村	恩納、瀬良垣、仲泊、名嘉真	5.1			
	伊平屋村	田名	1.21			
	伊是名村	仲田	5.16			
		計	553.73			
急傾斜区域崩壊	大宜味村	大保	4.11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により県知事の許可が必要である。		
	名護市	東江	3.45			
		宇茂佐	1.95			
	本部町	谷茶	1.47			
		大浜	0.93			
		東	6.99			
	伊豆味	0.01				
	渡久地	1.41				
	計	7.53				



種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国立公園特別保護地区	国頭村	安田、伊地、奥間 宜名真、比地 辺戸、辺野喜 与那	554.05	禁伐とする。		一部、砂防指定保安林、潮害防備保安林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林と重複
		大宜味村	田港			
	計		557.45			
第一種立特別地域	国頭村	安田、安波、伊地 宇嘉、奥 奥間、宜名真 佐手、謝敷、浜 比地、辺戸 辺野喜、辺戸名 与那	2667.92	1 この地域の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。単木択伐は次の規定により行う。 7 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。ただし、立竹はこの限りではない。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。		一部、砂防指定保安林、潮害防備保安林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林と重複
		大宜味村	大宜味、押川 喜如嘉、謝名城 田嘉里、田港 饒波、根路銘			166.5
	東村	川田、慶佐次	203.08			一部、干害防備保安林、水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林と重複
	計		3037.5			
第二種立特別地域	国頭村	安田、安波、伊地 宇嘉、宇良、奥 奥間、宜名真 佐手、謝敷、浜 比地、辺戸 辺野喜、辺戸名 与那	2131.14	1 森林の施業は択伐による。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法を行うことができる。 2 伐採期齢は、標準伐期齢以上とする。 3 択伐率は、現在蓄積の30%以内とする。 4 皆伐による場合は、次のとおりとする。 7 伐区的面積は、2ha以内とする。ただし、疎密度3より多く保存木を残す場合、または主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。 イ 伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。		一部、砂防指定保安林、潮害防備保安林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林と重複
		大宜味村	上原、大兼久 大宜味、押川 喜如嘉、塩屋 謝名城、白浜 田嘉里、田港、津波 饒波、根路銘 宮城、屋古			711.35
	東村	有銘、川田 慶佐次、平良 高江、宮城	394.13			一部、干害防備保安林、水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林、風致保安林と重複
	計		3236.62			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
第三種立特別公地園域	国頭村	安田、安波、伊地宇嘉、宇良、奥奥間、宜名真佐手、謝敷、楚洲浜、比地、辺戸辺野喜、辺戸名与那	2585.52	全般的な風致の維持を考慮して施業を行う。		一部、砂防指定保安林、潮害防備保安林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林と重複
	大宜味村	大宜味、喜如嘉白浜、田嘉里津波、饒波	33.16			一部、水害防備保安林、水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林と重複
	東村	慶佐次	11.26			
	計		2629.94			
国定公園特別保護地区	国頭村	宜名真、辺戸（辺戸岳）奥間、比地（与那覇岳）	316.42	禁伐とする。		
	大宜味村	田港	3.66			
	東村	高江	2.648			
	今帰仁村	今泊	37.87			
	本部町	大堂、古島、山里	26.84			
	計		387.438			
第一種立特別公地園域	国頭村	宜名真、辺戸（辺戸岬）	18.85	1 この地域の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。単木択伐は次の規定により行う。 7 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。ただし、立竹はこの限りでない。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。		
	今帰仁村	今泊	22.51			
	本部町	大堂、嘉津宇、具志堅、古島、山里	76.15			一部、防風保安林と重複
	恩納村	恩納、山田、真栄田	27.39			一部、潮害防備保安林と重複
	計		144.9			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国 定 公 園 第 二 種 特 別 地 域	国頭村	伊地、宇嘉、 奥間、宜名真、 佐手、比地、 辺戸、辺野喜、 与那、浜、 奥、安波	736.93	1 森林の施業は択 伐法による。ただ し、風致の維持に支 障のない限り、皆伐 法によることのでき る。 2 伐期齢は標準伐 期齢以上とする。 3 択伐率は、現在 蓄積の30%以内とす る。 4 皆伐による場合 は、次のとおりとす る。		一部、潮害防備 保安林、土砂崩 壊防備保安林と 重複
	大宜味村	上原、大兼久、 大宜味、喜如嘉、 塩屋、白浜、 謝名城、田嘉里、 田港、津波、 根路銘、饒波、 宮城、屋古	157.27			一部、潮害防備 保安林、風致保 安林と重複
	今帰仁村	天底、今泊、 運天、上運天、 呉我山、湧川 兼次	163.47			一部、潮害防備 保安林と重複
	本部町	伊野波、大堂、嘉津 宇、具志堅、古島、 山里	50.85			一部、防風保安 林と重複
	名護市	稲嶺、運天原、 我部、喜瀬、 許田、源河、 幸喜、呉我、 数久田、済井出、 仲尾、名護、 屋我、饒平名、 真喜屋、仲尾次 大東	736.93	7 1 伐区的面積は 2ha以内とする。た だし、疎密度3より 多く保残木を残す場 合、または主要な公 園利用地点から望見 されない場合は、伐 区面積を増大するこ とができる。		一部、水源かん 養、土砂流出防 備、防風、潮害 防備、魚つき、 保健、各保安林 と重複
	恩納村	安富祖、恩納、 瀬良垣、谷茶、 仲泊、名嘉真、 富着、前兼久、 真栄田、山田	77.44			一部、土砂崩壊 防備保安林、潮 害防備保安林と 重複
	計		1,922.89			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国定公園第三種特別地域	国頭村	宜名真、辺戸、奥間、謝敷、桃原、半地、浜辺土名、与那、安波	340.05	全般的な風致の維持を考慮して施業を行う。		一部、潮害防備保安林と重複
	大宜味村	白浜、田港、田嘉里	2.38			
	今帰仁村	今泊、兼次	67.41			
	本部町	具志堅、嘉津宇、大堂、山里、野原、謝花、伊野波、浜元、古島	86.96			一部、干害防備保安林と重複
	名護市	許田、幸喜	2.62			一部、潮害防備保安林、魚つき保安林と重複
	恩納村	安富祖、瀬良垣、恩納	86.96			一部、潮害防備保安林と重複
	計		586.38			
風に都市計画地区	名護市	陣森地区、九年又地区、東江地区、大宮	14.24	原則として禁伐とする。		一部、水源かん養保安林、保健保安林と重複
	計		14.24			
史跡名勝天然記念物	国頭村	与那覇岳天然保護区域	155.72	禁伐とする。ただし、林業経営上必要な場合は伐採種を定めない。		一部、国立公園特別保護地区及び第1種特別地域、国定公園特別保護地区と重複
		安波のタナガールグムの植物群落	6.32			一部、国立公園特別保護地区及び第2種特別地域と重複
	大宜味村	田港御願の植物群落	12.02			一部、国立公園第2種特別地域、国定公園特別保護地区、国定公園第二種特別地域と重複
		大宜味御嶽のピロウ群落	6.54			
	東村	慶佐次湾のヒルギ林	0.84			一部、国立公園第1種、第2種、第3種特別地域と重複
	今帰仁村	諸志御嶽の植物群落	6.2			
		今帰仁城跡	17			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
史跡名勝天然記念物	本部町	嘉津宇岳安和岳八重岳自然保護区	51.66	禁伐とする。ただし、林業経営上必要な場合は伐採種を定めない。		一部、水源かん養保安林、保健保安林と重複
		名護市嘉陽層の褶曲	48.62			
	名護市	轟の滝	7.97			
		塩川	0.2			
		恩納村	万座毛石灰岩植物群落			20.37
	山田城跡		3.28			
	伊平屋村	田名のクバ山	15.46			
伊是名村	伊是名城跡のイワヒバ群落、アカラ御嶽のウバメガシ及びビリュウキウマツ等の植物群落。	11.19	一部干害防備保安林と重複			
計			363.39			
県自然環境保全地域特別地区	名護市	安和岳 嘉津宇岳 八重岳	68.07	原則として択伐とする。		一部、保健保安林及び史跡名勝天然記念物と重複
		伊平屋村	田名腰岳			19.9
	伊是名村	伊是名山	4.15			一部、干害防備保安林、保健保安林及び史跡名勝天然記念物と重複
	計					92.12
特別獣保護地区	国頭村	西銘岳 佐手 与那覇岳	111	伐採種を定めない。		一部、国立公園特別保護地区及び第1種特別地域、国定公園特別保護地区と重複
		名護市	名護岳			207
	計					318

注) 備考欄の重複の記載については、表記の上位の種類について記載している。

## 2 その他必要な事項

該当なし



## (附) 参考資料

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総数	82,548	52,590	7,561	45,029	64	
市 町 村 別 内 訳	国 頭 村	19,480	16,446	3,981	12,465	84
	大宜味村	6,355	4,826	0	4,826	76
	東 村	8,188	5,952	3,549	2,404	73
	名 護 市	21,094	13,740	0	13,740	65
	今帰仁村	3,993	1,347	0	1,347	34
	本 部 町	5,437	2,085	0	2,085	38
	恩 納 村	5,084	2,925	0	2,925	58
	宜野座村	3,130	1,554	0	1,554	50
	金 武 町	3,784	2,020	0	2,020	53
	伊 江 村	2,278	144	24	119	6
	伊平屋村	2,182	1,189	7	1,182	54
伊是名村	1,543	363	0	363	24	

1. 区域面積は沖縄県市町村概要（令和5年3月）による。
2. 国有林は地域別の森林計画書による。
3. 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

#### (2) 地 況

##### ア 気 候

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	主風の方向 (最多風向)
	最 高	最 低	年平均		
名護市气象台	26.1	20.8	23.2	2,678	南南東

資料：気象庁ホームページ 気象観測データ

1. 気温及び年間降水量は平成30年～令和4年までの平均値である。

##### イ 地 勢

Iの1(2)の(7)のとおり

##### ウ 土 壌

Iの1(2)の(ウ)のとおり

## (3) 土地利用の現況

単位 面積 : ha

区 域	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	82,548	52,590	6,740	289	6,451	23,218	2,434	
市 町 村 別 内 訳	国 頭 村	19,480	16,446	519	7	512	2,515	102
	大宜味村	6,355	4,826	261	9	252	1,268	90
	東 村	8,188	5,952	366	-	366	1,870	49
	名 護 市	21,094	13,740	1,240	26	1,214	6,114	927
	今帰仁村	3,993	1,347	785	-	785	1,861	271
	本 部 町	5,437	2,085	555	2	553	2,797	316
	恩 納 村	5,084	2,925	311	8	303	1,848	186
	宜野座村	3,130	1,554	472	-	472	1,104	100
	金 武 町	3,784	2,020	283	74	209	1,481	184
	伊 江 村	2,278	144	1,080	-	1,080	1,054	122
	伊平屋村	2,182	1,189	325	108	217	668	40
伊是名村	1,543	363	543	55	488	637	48	

1. 総数、その他・うち宅地は市町村概要（令和5年3月）による。
2. 森林は沖縄県森林管理課調べ。
3. 農地は農業関係統計（令和3年3月）による。
4. その他・総数は、総数－（森林＋農地）とした。
5. 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。



## (4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	水産業			
総 数	426,392	15,479	13,110	219	2,150	99,908	311,005	
市 町 村 別 内 訳	国 頭 村	13,433	1,810	1,679	86	45	3,770	7,853
	大 宜 味 村	8,438	1,590	1,339	9	242	2,009	4,839
	東 村	5,564	742	711	7	24	802	4,020
	名 護 市	200,815	2,773	2,314	78	381	41,922	156,120
	今 帰 仁 村	19,278	1,751	1,638	5	108	4,889	12,638
	本 部 町	44,980	1,457	1,138	2	317	13,796	29,727
	恩 納 村	58,024	1,026	624	17	385	17,932	39,066
	宜 野 座 村	17,193	821	643	8	170	3,374	12,998
	金 武 町	36,473	798	716	0	82	4,489	31,186
	伊 江 村	11,909	1,987	1,882	2	103	2,443	7,479
	伊 平 屋 村	5,668	250	125	5	120	2,913	2,505
伊 是 名 村	4,617	474	301	0	173	1,569	2,574	

資料：沖縄県統計課「沖縄県市町村民所得（令和元年度）」経済活動別市町村内総生産

1. 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

## (5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		計	農 業	林 業	漁 業			
総 数	54,246	6,345	5,630	85	630	7,860	40,041	
市 町 村 別 内 訳 表	国 頭 村	2,235	442	368	28	46	287	1,506
	大 宜 味 村	1,423	329	316	6	7	224	870
	東 村	861	308	286	4	18	99	454
	名 護 市	24,117	1,443	1,277	29	137	3,506	19,168
	今 帰 仁 村	4,110	896	854	0	42	576	2,638
	本 部 町	6,055	524	472	1	51	974	4,557
	恩 納 村	4,639	528	405	5	118	462	3,649
	宜 野 座 村	2,852	398	331	6	61	434	2,020
	金 武 町	4,406	400	365	3	32	758	3,248
	伊 江 村	2,214	776	732	1	43	290	1,148
	伊 平 屋 村	645	131	88	2	41	137	377
伊 是 名 村	689	170	136	0	34	113	406	

資料：総務省統計局等 国勢調査報告（令和2年度版）

1. 総数には「分類不能」の産業に従事するものを含む。

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は束 成長量：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級			4 齢 級		
	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量
総 数	45,029	6,202	28	60	0	0	48	0	-	56	2	0	92	8	1
立 地	総 数	41,783	6,100	28	60	0	48	0	-	56	2	0	92	8	1
	針	11,366	1,665	11	0	-	4	0	-	10	1	0	4	0	0
	広	30,417	4,435	17	60	0	44	0	-	46	1	0	88	8	1
人 工 林	総 数	6,146	940	13	52	0	34	0	-	55	2	0	92	8	1
	針	4,074	681	9	0	-	4	0	-	10	1	-	4	0	0
	広	2,072	260	4	52	0	30	0	-	45	1	0	88	8	1
木 林	育単層成林	5,554	849	11	49	0	33	0	-	55	2	0	91	8	1
	針	3,655	623	8	0	-	4	0	-	10	1	-	4	0	0
	広	1,899	226	3	49	0	30	0	-	45	1	0	87	8	1
木 林	育複層成林	592	91	1	3	0	0	0	-	-	-	-	1	0	-
	針	419	57	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	広	172	34	1	3	0	0	0	-	-	-	-	1	0	-
地 然 林	総 数	35,637	5,160	15	8	0	14	0	-	1	0	0	-	-	-
	針	7,292	984	3	-	-	1	0	-	0	0	0	-	-	-
	広	28,345	4,175	13	8	0	14	0	-	0	0	0	-	-	-
天 然 林	育単層成林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天 然 林	育複層成林	5,354	812	3	5	0	7	0	-	0	0	0	-	-	-
	針	235	33	0	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
	広	5,119	779	3	5	0	7	0	-	0	0	0	-	-	-
天 然 林	総 数	30,283	4,348	12	4	0	7	0	-	0	0	0	-	-	-
	針	7,057	952	2	-	-	1	0	-	0	0	0	-	-	-
	広	23,226	3,396	10	4	0	7	0	-	0	-	-	-	-	-
竹 林	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木	1,654	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
更 新 困 難 地	1,494	102	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ギンネム・ヤシ等	83	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は束 成長量：千m<sup>3</sup>

区 分	5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級			8 齡 級			9 齡 級					
	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量			
総 数	33	2	0	42	2	0	255	10	0	534	48	2	609	55	1			
立 地	総 数	総 数	33	2	0	37	2	0	161	10	0	534	48	2	609	55	1	
		針	6	0	0	6	0	0	12	1	0	95	10	0	219	21	0	
		広	27	1	0	31	1	0	149	8	0	438	38	1	390	34	1	
人 工 林	総 数	総 数	33	2	0	36	2	0	147	9	0	331	30	1	451	39	1	
		針	6	0	0	6	0	0	12	1	0	49	5	0	198	17	0	
		広	27	1	0	30	1	0	135	8	0	282	25	1	253	22	0	
木 地	育 成 林	総 数	33	2	0	31	1	0	145	8	0	301	25	1	402	35	1	
		針	6	0	0	4	0	0	12	1	0	36	4	0	155	14	0	
		広	27	1	0	27	1	0	133	7	0	265	21	1	247	21	0	
木 地	育 成 林	総 数	-	-	-	5	0	-	2	0	0	30	5	0	49	4	0	
		針	-	-	-	2	0	-	0	0	0	13	1	0	43	3	0	
		広	-	-	-	3	-	-	2	0	0	17	4	0	6	1	0	
木 地	天 然 林	総 数	0	0	-	1	0	0	14	1	0	203	18	0	157	16	0	
		針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	5	0	21	4	0	
		広	0	0	-	1	0	0	14	1	0	157	13	0	137	12	0	
木 地	天 然 林	育 成 林	総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
木 地	天 然 林	育 成 林	総 数	-	-	-	0	-	-	0	-	38	2	0	46	7	0	
		針	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	6	1	0		
		広	-	-	-	0	-	-	0	0	-	38	2	0	41	6	0	
木 地	天 然 林	天 生 林	総 数	0	0	-	1	0	0	14	1	0	165	16	0	111	9	0
		針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	5	0	15	3	0	
		広	0	0	-	1	0	0	14	1	0	119	11	0	96	6	0	
竹 林	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-			
無 立 木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
更 新 困 難 地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-	-			
キ ンネム・ヤシ等	-	-	-	5	-	-	78	-	-	-	-	-	-	-	-			

注) 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は束 成長量：千m<sup>3</sup>

区 分	1 0 齡 級			1 1 齡 級			1 2 齡 級			1 3 齡 級			1 4 齡 級					
	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量			
総 数	807	119	2	2,086	254	3	4,413	687	4	9,250	1,286	5	13,446	2,011	6			
立 地	総 数	総 数	807	119	2	2,083	254	3	4,280	681	4	8,948	1,269	5	12,779	1,951	6	
		針	388	68	1	1,285	163	2	1,919	311	3	2,908	427	2	3,207	464	2	
		広	419	51	1	798	91	1	2,361	370	1	6,040	841	3	9,573	1,487	5	
木	人 工 林	総 数	583	96	2	1,241	165	2	1,088	194	2	853	161	1	764	148	1	
		針	366	65	1	1,049	136	2	913	165	2	583	111	1	568	108	1	
		広	217	31	1	192	29	0	175	30	0	269	50	0	196	40	0	
	育 成 林	総 数	508	81	2	1,088	143	2	967	178	2	754	147	1	728	136	1	
		針	316	55	1	922	121	2	811	151	2	524	102	1	555	105	1	
		広	192	26	1	166	22	0	156	27	0	229	45	0	173	32	0	
	育 成 林	総 数	75	15	0	153	23	0	121	16	0	99	14	0	36	11	0	
		針	50	10	0	127	16	0	102	14	0	59	9	0	13	3	0	
		広	25	5	0	26	7	0	19	2	0	40	5	0	23	8	0	
	地 然 林	天 然 林	総 数	224	23	0	842	88	1	3,192	487	2	8,095	1,108	4	12,016	1,803	5
			針	22	3	0	236	27	0	1,006	146	1	2,325	316	1	2,639	357	1
			広	202	20	0	606	62	0	2,186	341	1	5,771	792	3	9,377	1,447	5
育 成 林		総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天 然 林		総 数	37	2	0	115	11	0	429	76	0	921	122	1	1,675	255	1	
		針	0	0	0	16	1	0	24	3	0	40	6	0	60	9	0	
		広	36	2	0	99	10	0	405	73	0	880	116	1	1,616	246	1	
天 然 林		総 数	188	21	0	727	77	0	2,763	411	2	7,175	985	3	10,341	1,549	4	
		針	22	3	0	220	25	0	982	144	1	2,284	310	1	2,580	348	1	
		広	166	18	0	507	52	0	1,781	268	1	4,890	675	2	7,761	1,201	4	
竹 林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
無 立 木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
更 新 困 難 地	-	-	-	3	0	0	133	6	0	302	18	0	667	60	0			
キ ンネ ム ・ ヤ シ 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

注) 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は束 成長量：千m<sup>3</sup>

区 分	1 5 齡 級			1 6 齡 級			1 7 齡 級			1 8 齡 級			1 9 齡 級					
	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量			
総 数	6,415	893	2	2,399	373	1	962	159	0	1,329	226	0	360	68	-			
立 地	人 工 林	総 数	6,266	882	2	2,336	365	1	961	159	0	1,329	226	0	360	68	-	
		針	923	136	0	244	40	0	82	13	0	37	6	-	15	2	-	
		広	5,343	746	1	2,092	325	1	879	146	0	1,292	220	0	345	66	-	
木 地	天 然 林	総 数	224	51	0	117	26	0	35	7	0	9	2	-	1	0	-	
		針	184	44	0	93	21	0	26	5	0	2	0	-	0	0	-	
		広	40	7	0	24	4	0	9	2	-	7	1	-	0	0	-	
		育単層成林	総 数	208	48	0	117	25	0	35	7	0	9	2	-	1	0	-
		針	175	42	0	93	21	0	26	5	0	2	0	-	0	0	-	
		広	33	6	0	24	4	0	9	2	-	7	1	-	0	0	-	
	天 然 林	育複層成林	総 数	17	3	0	0	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	
		針	9	2	0	0	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	
		広	8	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		総 数	6,042	831	2	2,219	339	1	926	152	0	1,320	224	0	359	68	-	
		針	739	92	0	151	18	0	56	7	0	35	6	-	15	2	-	
		広	5,303	739	1	2,068	321	1	870	144	0	1,284	218	0	344	66	-	
天 然 林	育単層成林	総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	育複層成林	総 数	1,062	161	0	441	68	0	238	44	0	333	62	-	8	2	-	
	針	62	9	0	16	2	-	11	2	0	-	-	-	-	-	-		
	広	1,000	152	0	425	65	0	226	41	-	333	62	-	8	2	-		
天 然 林	天 生	総 数	4,980	670	1	1,778	271	0	688	108	0	987	162	0	351	66	-	
	針	677	84	0	135	16	0	44	5	-	35	6	-	15	2	-		
	広	4,303	587	1	1,643	255	0	644	103	0	951	156	0	336	64	-		
竹 林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
無 立 木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
更 新 困 難 地	149	11	0	63	8	0	1	0	-	-	-	-	-	-	-			
キ`ンネム・ヤシ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

注) 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は束 成長量：千m<sup>3</sup>

区	分	2 0 齡 級			2 1 齡 級			2 2 齡 級			2 3 齡 級			2 4 齡 級 以 上					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総	数	0	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	2	0	-			
立	総	数	0	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	2	0	-		
		針	0	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-		
		広	0	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	2	0	-		
	人	総	数	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	1	0	-		
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	
			広	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	
		工	育単層成林	総	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	1	0	-	
				針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-
				広	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-
	木	育複層成林	総	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地	天	総	数	0	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	2	0	-	
				針	0	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				広	0	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	2	0	-
		然	育単層成林	総	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
針				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
広				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
林			育複層成林	総	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				広	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天然林	総	数	0	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	2	0	-			
		針	0	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		広	0	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	2	0	-		
竹	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
無	立	木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
更	新	困	難	地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
キ	ン	ネ	ム	・	ヤ	シ	等	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

注) 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(2) 制限林・普通林別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は束 成長量：千m<sup>3</sup>

区分	総数	立木																								竹	無立木地			更新困難地	ギンシナム等	
		総数			人工林									天然林													総数	伐採跡地	未立木地			
		総数	針	広	総数			育成単層林			育成複層林			総数			育成単層林			育成複層林			天然生林									
					総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広							
総積数	面積	45,029	41,783	11,366	30,417	6,146	4,074	2,072	5,554	3,655	1,899	592	419	172	35,637	7,292	28,345	-	-	-	5,354	235	5,119	30,283	7,057	23,226	15	1,654	9	1,645	1,494	83
	材積	6,202	6,100	1,665	4,435	940	681	260	849	623	226	91	57	34	5,160	984	4,175	-	-	-	812	33	779	4,348	952	3,396	-	-	-	-	102	-
	成長	28	28	11	17	13	9	4	11	8	3	1	1	1	15	3	13	-	-	-	3	0	3	12	2	10	-	-	-	-	0	-
普通林	面積	37,055	34,409	9,838	24,571	4,703	3,422	1,281	4,238	3,084	1,154	465	338	127	29,706	6,416	23,289	-	-	-	4,220	196	4,023	25,486	6,220	19,266	13	1,503	8	1,495	1,094	36
	材積	5,106	5,041	1,444	3,597	719	573	145	649	525	124	69	48	21	4,322	870	3,452	-	-	-	658	27	630	3,665	843	2,821	-	-	-	-	65	-
	成長	22	22	9	12	9	7	2	8	6	2	1	1	0	12	2	10	-	-	-	2	0	2	10	2	8	-	-	-	-	0	-
制限林	面積	7,974	7,374	1,528	5,846	1,443	652	791	1,316	571	745	126	81	45	5,932	876	5,056	-	-	-	1,134	39	1,095	4,797	837	3,960	2	152	1	150	399	47
	材積	1,097	1,059	221	838	222	107	114	200	98	102	22	10	12	837	114	723	-	-	-	154	5	148	684	109	575	-	-	-	-	38	-
	成長	6	6	2	4	3	1	2	3	1	1	0	0	0	3	0	3	-	-	-	1	0	1	2	0	2	-	-	-	-	0	-

注) 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。



(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は束 成長量：千m<sup>3</sup>

区分	総数	立木																				竹	無立木	伐採跡地	未立木	更新困難	ギヤシネム				
		総数			人			工			林			天			地														
		総数	針	広	総数	針	広	育成	針	広	育成	針	広	育成	針	広	育成	針	広	天然	針							広			
総数	45,029	41,783	11,366	30,417	6,146	4,074	2,072	5,554	3,655	1,899	592	419	172	35,637	7,292	28,345	-	-	-	5,354	235	5,119	30,283	7,057	23,226	15	1,654	9	1,645	1,494	83
面積	6,202	6,100	1,665	4,435	940	681	260	849	623	226	91	57	34	5,160	984	4,175	-	-	-	812	33	779	4,348	952	3,396	-	-	-	-	102	-
国頭村	12,465	11,921	2,840	9,081	2,735	1,633	1,102	2,528	1,467	1,061	207	166	41	9,186	1,207	7,979	-	-	-	2,304	63	2,241	6,882	1,144	5,738	1	127	8	120	416	1
材積	1,658	1,627	391	1,236	364	257	107	333	236	97	31	21	10	1,263	134	1,129	-	-	-	345	9	336	918	125	793	-	-	-	-	31	-
大宜味村	4,826	4,752	1,086	3,666	344	254	90	323	239	84	20	14	6	4,408	832	3,575	-	-	-	317	3	314	4,091	830	3,262	-	27	1	25	48	0
材積	617	612	163	449	69	49	20	60	47	13	9	2	7	543	115	429	-	-	-	45	0	44	499	114	384	-	-	-	-	5	-
東村	2,404	2,186	260	1,926	188	101	88	167	84	83	21	17	4	1,997	159	1,838	-	-	-	141	-	141	1,857	159	1,697	-	58	-	58	159	1
材積	477	469	44	425	31	21	10	22	15	7	9	6	3	438	23	415	-	-	-	28	-	28	410	23	386	-	-	-	-	8	-
名護市	13,740	13,121	2,862	10,259	1,738	1,388	350	1,469	1,209	261	268	179	89	11,384	1,475	9,909	-	-	-	2,363	125	2,237	9,021	1,349	7,672	0	151	0	151	465	2
材積	1,924	1,879	417	1,462	259	219	40	231	198	33	29	22	7	1,620	198	1,422	-	-	-	346	15	332	1,274	183	1,090	-	-	-	-	45	-
今帰仁村	1,347	1,209	389	820	206	124	83	191	115	76	16	9	7	1,003	265	737	-	-	-	115	21	94	888	244	643	2	96	-	96	24	16
材積	205	205	68	138	37	24	13	35	23	12	2	1	1	168	44	124	-	-	-	23	4	19	145	40	105	-	-	-	-	0	-
本部町	2,085	1,882	521	1,360	211	148	63	198	135	63	13	12	0	1,671	374	1,298	-	-	-	40	4	35	1,632	369	1,262	-	6	-	6	192	4
材積	275	267	77	191	39	30	9	38	29	9	1	1	0	228	47	181	-	-	-	7	1	6	221	46	175	-	-	-	-	8	-
恩納村	2,925	2,521	1,408	1,113	233	135	98	227	135	91	6	-	6	2,288	1,273	1,016	-	-	-	46	14	32	2,242	1,258	984	13	382	-	382	8	0
材積	389	389	198	191	58	28	30	54	28	26	3	-	3	331	170	161	-	-	-	7	2	6	324	168	155	-	-	-	-	0	-
宜野座村	1,554	1,532	598	934	23	4	19	23	4	19	-	-	-	1,508	594	915	-	-	-	-	-	-	1,508	594	915	-	16	-	16	2	5
材積	273	273	107	166	5	1	4	5	1	4	-	-	-	269	106	163	-	-	-	-	-	-	269	106	163	-	-	-	-	-	-
金武町	2,020	1,319	810	510	77	60	17	65	53	12	12	7	5	1,242	750	493	-	-	-	-	-	-	1,242	750	493	-	699	-	699	-	2
材積	188	188	111	77	16	13	3	15	12	3	2	1	1	172	98	74	-	-	-	-	-	-	172	98	74	-	-	-	-	-	-
伊江村	119	78	2	77	41	1	40	36	1	36	4	0	4	37	0	37	-	-	-	-	-	-	37	0	37	-	32	-	32	-	9
材積	9	9	0	8	5	0	5	5	0	5	0	-	0	3	0	3	-	-	-	-	-	-	3	0	3	-	-	-	-	-	-
伊平屋村	1,182	930	354	575	284	218	66	260	204	56	23	14	10	646	136	510	-	-	-	29	4	25	618	133	485	-	37	-	37	174	42
材積	147	142	61	82	49	38	11	44	35	10	4	3	1	93	23	71	-	-	-	11	2	8	83	20	63	-	-	-	-	5	-
伊是名村	363	332	236	96	66	9	57	66	9	57	-	-	-	266	227	39	-	-	-	1	1	0	265	226	39	-	22	-	22	6	3
材積	40	39	28	11	8	1	7	8	1	7	-	-	-	31	27	4	-	-	-	0	0	0	31	27	4	-	-	-	-	0	-

注) 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木：千m<sup>3</sup> 立竹：百束 成長量：千m<sup>3</sup>

区分	総数	立木																					竹	無立木地			更新困難地	ギンシネ等ム・				
		総数						人工林						天然林						伐採跡地	未立木地											
		総数	針葉	広葉	総数	針葉	広葉	育成単層林	育成複層林	総数	針葉	広葉	育成単層林	育成複層林	天然生林	総数	針葉	広葉														
総面積	45,029	41,783	11,366	30,417	6,146	4,074	2,072	5,554	3,655	1,899	592	419	172	35,637	7,292	28,345	-	-	-	5,354	235	5,119	30,283	7,057	23,226	15	1,654	9	1,645	1,494	83	
材積	6,202	6,100	1,665	4,435	940	681	260	849	623	226	91	57	34	5,160	984	4,175	-	-	-	812	33	779	4,348	952	3,396	-	-	-	-	102	-	
県有林	面積	5,294	5,171	1,370	3,801	1,622	1,165	458	1,576	1,141	435	46	24	22	3,549	205	3,344	-	-	-	158	6	151	3,391	199	3,192	1	59	0	59	57	7
材積	909	901	273	628	303	236	67	289	227	62	14	9	5	599	37	561	-	-	-	24	1	23	574	36	538	-	-	-	-	8	-	
市町村有林	面積	22,190	20,640	4,551	16,090	2,908	1,776	1,132	2,450	1,455	995	458	321	137	17,732	2,774	14,958	-	-	-	4,557	152	4,405	13,175	2,623	10,553	1	1,115	8	1,108	418	15
材積	3,114	3,080	637	2,443	383	254	129	318	217	102	65	38	27	2,697	383	2,314	-	-	-	690	20	670	2,007	362	1,644	-	-	-	-	34	-	
私有林	面積	17,545	15,972	5,446	10,526	1,615	1,133	482	1,528	1,059	469	87	74	13	14,357	4,313	10,044	-	-	-	640	77	563	13,717	4,236	9,481	14	480	1	478	1,019	61
材積	2,179	2,118	755	1,364	254	191	64	242	179	62	12	11	1	1,864	564	1,300	-	-	-	97	11	86	1,767	553	1,214	-	-	-	-	61	-	
個人有	面積	10,536	9,718	3,346	6,372	682	459	223	677	454	223	5	4	0	9,036	2,887	6,149	-	-	-	127	14	113	8,909	2,873	6,036	2	359	1	358	443	15
材積	1,322	1,294	478	817	111	83	29	111	82	29	0	0	0	1,183	395	788	-	-	-	20	4	16	1,163	391	772	-	-	-	-	27	-	
会社有	面積	1,937	1,582	652	931	232	200	32	232	200	32	-	-	-	1,350	451	899	-	-	-	44	27	17	1,306	424	882	0	35	0	35	319	1
材積	205	188	75	113	29	24	4	29	24	4	-	-	-	159	50	109	-	-	-	4	2	2	156	49	107	-	-	-	-	17	-	
字有	面積	1,448	1,155	388	767	192	115	77	189	111	77	3	3	-	964	274	690	-	-	-	73	6	66	891	267	623	-	41	-	41	216	36
材積	150	136	47	89	30	18	12	30	18	12	1	1	-	106	28	77	-	-	-	9	1	9	96	28	69	-	-	-	-	14	-	
その他	面積	3,624	3,516	1,060	2,457	509	359	150	430	292	137	79	67	12	3,007	701	2,307	-	-	-	395	29	366	2,612	672	1,940	12	45	-	45	41	10
材積	502	500	156	344	84	65	19	72	55	17	12	10	1	416	91	325	-	-	-	64	5	59	352	86	266	-	-	-	-	3	-	

注) 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積 : ha

区分	保安林					保安施設地区	砂防指定地	自然公園																										
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林	計			国立公園					国定公園					県立自然公園					計	原生自然環境保全法による特別保護地区	自然環境保全法による特別保護地区	自然環境保全法による特別保護地区	自然環境保全法による特別保護地区	鳥獣特別保護地区	特別緑地保全地区	都市計画法による風致地区	林業種苗法による特別出樹林	文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律による管理地区	
								特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域												地種区分未定地域
総数	3,506	206	192	1,280	5,184	1	174	512	4,342	3,452	2,691	-	10,997	430	0	968	11	940	2,350	-	-	-	-	-	13,347	-	3	12	553	-	3	35	348	-
国頭村	620	46	123	75	864	-	121	508	2,823	2,186	2,584	-	8,101	430	0	768	10	157	1,365	-	-	-	-	-	9,466	-	-	-	168	-	-	6	1	-
大宜味村	1,072	-	8	19	1,099	-	11	3	1,317	920	87	-	2,327	-	-	177	1	16	195	-	-	-	-	-	2,522	-	-	-	-	-	-	-	4	-
東村	121	0	28	12	161	1	22	-	203	346	20	-	569	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	569	-	-	-	-	-	-	6	-	
名護市	1,297	83	14	201	1,595	-	13	-	-	-	-	-	-	0	-	23	-	525	548	-	-	-	-	-	548	-	-	-	379	-	-	-	214	-
今帰仁村	-	77	-	217	293	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	162	162	-	-	-	-	-	162	-	-	-	-	-	0	2	-	
本部町	16	-	0	76	91	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49	-	
恩納村	290	-	7	397	693	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81	81	-	-	-	-	-	81	-	-	-	6	-	-	-	24	-
宜野座村	3	-	-	22	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金武町	32	-	-	25	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
伊江村	-	-	3	43	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	
伊平屋村	56	-	9	29	94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	13	30	-		
伊是名村	-	-	1	165	166	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	7	-		

注) 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(6) 樹種別材積表

単位 面積：ha 材積：千m<sup>3</sup>

林種	樹種	針葉樹										広葉樹													
		リュウヒョウマツ		イヌマキ		スギ		その他		計		イタジイ		イジュ		モクマオウ		タイワンハンノキ		イスノキ		その他		計	
		面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総数		10.976	1,597	95	11	295	57	0	0	11.071	1,608	9.157	1,508	927	114	601	81	255	32	352	36	19,108	2,664	30,400	4,435
人工林		3.741	630	91	10	241	41	-	-	3.833	639	63	16	138	6	408	60	121	13	277	24	1,057	141	2,064	260
天然林		7.235	968	3	1	54	16	0	0	7.238	969	9.094	1,492	788	108	193	22	135	19	74	12	18,052	2,523	28,336	4,175

注) 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

## (8) 荒廃地等の面積

単位 面積 : ha

区 分		荒廃地	荒廃危険地	備考
総 数		269	629	
市町村別内訳	国 頭 村	100	96	
	大 宜 味 村	50	92	
	東 村	15	62	
	名 護 市	70	154	
	今 帰 仁 村	-	31	
	本 部 町	13	57	
	恩 納 村	2	119	
	宜 野 座 村	-	-	
	金 武 町	2	2	
	伊 江 村	6	-	
	伊 平 屋 村	9	14	
伊 是 名 村	2	2		

## (9) 森林の被害

単位 : m<sup>3</sup>

種 類		松 く い 虫 ( 材 線 虫 )		
年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数		292	944	3,823
市町村別内訳	国 頭 村	5	0	3
	大 宜 味 村	1	31	126
	東 村	4	408	1,701
	名 護 市	36	227	566
	今 帰 仁 村	83	0	-
	本 部 町	56	0	0
	恩 納 村	-	146	924
	宜 野 座 村	1	101	384
	金 武 町	-	30	119
	伊 江 村	-	-	-
	伊 平 屋 村	55	-	-
	伊 是 名 村	51	-	-

## (9) 防火線等の整備状況

該当なし

### 3 林業の動向

- (1) 保有山林規模別林家数  
該当なし
- (2) 森林経営計画の認定状況  
該当なし
- (3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況  
該当なし
- (4) 森林組合及び生産森林組合の現状

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合 経営) 森林 面積	備考	
森林組合	総数	2	341	2	51,164	23,136	
	国頭村	国頭村森林組合	179	1	31,340	5,898	包括区域：国頭村
	名護市	沖縄北部森林組合	162	1	19,824	17,238	包括区域：国頭村以外の 本島北部地域 11市町村

資料：県森林管理課調査（令和4年度森林組合一斉調査）

- (5) 林業事業者の現況

単位：事業者数

区分	造林業	素材 生産業	木材卸売業 (うち素材 市売市場)	木材・木製品製造業		その他
				製造業	その他	
総数	1	2	-	-	17	-
国頭村	-	-	-	-	2	-
大宜味村	-	1	-	-	2	-
東村	-	-	-	-	1	-
名護市	1	1	-	-	7	-
今帰仁村	-	-	-	-	1	-
本部町	-	-	-	-	3	-
恩納村	-	-	-	-	-	-
宜野座村	-	-	-	-	-	-
金武町	-	-	-	-	1	-
伊江村	-	-	-	-	-	-
伊平屋村	-	-	-	-	-	-
伊是名村	-	-	-	-	-	-

資料：県森林管理課調査（令和3年度木材需給調査）

1. 複数の業種を営む者は、重複してカウント。

(6) 林業労働力の概況

ア 森林組合現場作業員の年齢階層別推移

単位：人

階層別	男女別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年平均
30歳未満	男	8	6	18	19	16	13
	女	0	0	0	0	0	0
	計	8	6	18	19	16	13
30～39歳	男	15	13	14	12	12	13
	女	0	0	0	0	0	0
	計	15	13	14	12	12	13
40～49歳	男	11	7	14	8	8	10
	女	0	0	0	1	1	0
	計	11	7	14	9	9	10
50～59歳	男	34	23	25	22	22	25
	女	0	4	0	0	1	1
	計	34	27	25	22	23	26
60歳以上	男	40	30	28	38	40	35
	女	0	2	0	2	2	1
	計	40	32	28	40	42	36
合 計	男	108	79	99	99	98	97
	女	0	6	0	3	4	3
	計	108	85	99	102	102	99

注) 県森林管理課調査

イ 森林組合現場作業員の就業日数別推移

単位：人

階 級 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年平均
59日 以下	37	29	37	59	59	44
60日～149日	58	41	45	25	26	39
150日～209日	6	9	10	11	9	9
210日 以上	7	6	7	7	8	7
合 計	108	85	99	102	102	99

注) 県森林管理課調査

## (7) 林業機械化の概況

単位：台

機械種名		説明	単位	計
索道	重力式		セット	
	動力式		セット	
集材機	小型	動力10ps未満	台	
	大型	動力10ps以上	台	5
モノケーブル		ジグザグ集材施設	台	
リモコンウィンチ		リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	台	
自走式搬器			台	
モノレール		懸垂式含む	台	
小型運材車	動力20ps未満		台	
	動力20ps以上		台	1
ホイールタイプトラクタ		林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	台	1
クローラタイプトラクタ		上記でクローラタイプのもの	台	
育林用トラクタ		主として地拵え等の育林作業用	台	
フォークリフト			台	3
フォークローダ			台	
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン等	台	10
	運材機能あり	クレーン付きトラック	台	2
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	台	
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	台	
トラクタショベル		搬出、育林用等に係わる土工用	台	2
ショベル系掘削機械		搬出、育林用等に係わる土工用	台	14
チェーンソー			台	102
チェーンソーリモコン装置		リモコンチェーンソー架台	台	
刈払機		携帯式刈払機	台	116
植穴掘機			台	2
動力枝打機	自動木登り式		台	
	背負い式等		台	
苗畑用トラクタ			台	3
高性能林業機械	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する自走式機械	台	
	スキッド	牽引式集材専用のトラクタ	台	
	プロセッサ	枝払い、玉切りする自走式機械	台	
	ハーベスタ	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械	台	
	フォワーダ	積載式集材専用車両	台	
	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式機械	台	
	スイングヤーダ	旋回可能なブームを装備する集材機械	台	1
	グラップルソー	巻立、玉切りする自走式機械	台	
その他の高性能林業機械			台	
樹木粉碎機		伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械	台	4

注) 県森林管理課調査

## (8) 林業路網等の整備状況

該当なし



#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：百m<sup>3</sup> 実行歩合：%

	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	183	45	228	99.4	17.6	117	54.3	39.1	51.3
針葉樹	50	22	72						
広葉樹	133	23	156						

1. 計画量は全計画の前半5ヵ年分に対応する数値である。
2. 実行量は1に対する数値である。

##### (2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
166	54.17	32.63

注) (1)の注に同じ

##### (3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
243	69.7	28.7	133	65.0	48.9	110	4.7	4.3

注) (1)の注に同じ

##### (4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	0	0.0	0	0	0.0	0
うち林業専用道	0	0.0	0	0	0.0	0

注) (1)の注に同じ

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	1,628	4.2	74.0	-	-	-
水源かん養	965	-	-	-	-	-
土砂流出防備	39	-	-	-	-	-
土砂崩壊防備	6	2.9	48.3	-	-	-
風害の防備	3	0.7	23.3	-	-	-
潮害の防備	26	0.6	2.3	-	-	-
干害の防備	176	-	-	-	-	-
魚 つ き	-	-	-	-	-	-
風 致	8	-	-	-	-	-
保 健	405	-	-	-	-	-

注) (1)の注に同じ

イ 治山事業の数量

単位 面積：ha 実行歩合：%

種類	治山事業施行地区数			備考
	計画	実行	実行歩合	
山腹工, 森林整備等	31	17	54.8	

注) (1)の注に同じ

## 5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

### (1) 森林より森林以外への異動

単位 面積 : ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その付帯地	採石採土地	その他	合計
9.39	33.42	20.25	0	9.79	72.85

### (2) 森林以外より森林への異動

単位 面積 : ha

原野	農用地	その他	合計
2.71	0	6.57	9.28

## 6 その他

### (1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千 $m^3$

主伐（皆伐）上限量の目安（千 $m^3$ ）
48

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：% 材積：千 $m^3$

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	48	0.57	48
90	43		44
80	38		39
70	33		34
60	29		29
50	24		24
40	19		20
30	14		15
20	10		10
10	5		5



---

沖縄北部地域森林計画書

計画期間 令和6年4月1日～令和16年3月31日

令和5年12月 樹立

発行 沖縄県農林水産部森林管理課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話 098-866-2295 FAX 089-868-0700

---